

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

**第二十条** 施行令第二十七条の四第三項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同号の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理(情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定する情報処理をいう。)に関して必要な知識を有すると認められる者(次項において「情報解析専門家」という。)により情報の解析を行う専用のソフトウェア(情報の解析を行う機能を有するソフトウェアで、当該専用のソフトウェアに準ずるものを含む。)を用いて行われる分析とする。

**2** 施行令第二十七条の四第四項第一号に規定する財務省令で定める者は、情報解析専門家でその専門的な知識をもつて同条第三項に規定する試験研究の業務に専ら従事する者とする。

**3** 施行令第二十七条の四第十項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第八項において同じ。)は、同条第十項各号列記以外の部分に規定する分割等(以下この項及び第八項において「分割等」という。)の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 分割承継法人等(施行令第二十七条の四第十項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第八項において同じ。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

**第二十条** 施行令第二十七条の四第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同号の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理(情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定する情報処理をいう。)に関して必要な知識を有すると認められる者(次項において「情報解析専門家」という。)により情報の解析を行う専用のソフトウェア(情報の解析を行う機能を有するソフトウェアで、当該専用のソフトウェアに準ずるものを含む。)を用いて行われる分析とする。

**2** 施行令第二十七条の四第三項第二号に規定する財務省令で定める者は、情報解析専門家でその専門的な知識をもつて同号に掲げる試験研究の業務に専ら従事する者とする。

**3** 施行令第二十七条の四第九項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第八項において同じ。)は、同条第九項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する分割等(以下この項及び第八項において「分割等」という。)の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書又は分割契約書その他のこれらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 同 上

二 分割承継法人等(施行令第二十七条の四第九項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第八項において同じ。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 省 略

四 移転事業（施行令第二十七条の四第十項に規定する移転事業をいう。以下この条において同じ。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

五 七 省 略

4 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

5 施行令第二十七条の四第十項の認定（施行令第三十九条の三十九第九項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により移転試験研究費の額（施行令第二十七条の四第十項に規定する移転試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）を区分することを不適当とする特別の事由が生じたときと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

6 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人（人格のない社団等を含む、その認定が施行令第三十九条の三十九第九項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人とする。）に対し、書面によりその旨を通知する。

7 省 略

8 施行令第二十七条の四第十項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 三 省 略

四 分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割等事業年度」という。）開始の日（当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか

三 同 上

四 施行令第二十七条の四第九項に規定する移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

五 七 同 上

4 税務署長は前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

5 施行令第二十七条の四第九項の認定（施行令第三十九条の三十九第八項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法によりこれらの規定の移転試験研究費の額（第七項及び第八項第四号において「移転試験研究費の額」という。）を区分することを不適当とする特別の事由が生じたときと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

6 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人（人格のない社団等を含む、その認定が施行令第三十九条の三十九第八項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人とする。）に対し、書面によりその旨を通知する。

7 同 上

8 施行令第二十七条の四第九項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 三 同 上

四 分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割等事業年度」という。）開始の日（当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか

早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）の施行令第二十七条の四第八項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間の同項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限る。）

五 省 略

9 施行令第二十七条の四第十二項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第十二項に規定する試験研究用資産（第十六項及び第四十六項において「試験研究用資産」という。）の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 四 省 略

10 施行令第二十七条の四第十七項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第十五項において同じ。）は、同条第十七項各号列記以外の部分に規定する分割等（以下この項及び第十五項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請をする分割法人等の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 分割承継法人等（施行令第二十七条の四第十七項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名  
三 分割等の年月日

四 移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

五 分割承継法人等が移転事業及び当該移転事業に係る試験研究を行う

早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）に係る施行令第二十七条の四第七項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限る。）

五 同 上

9 施行令第二十七条の四第十一項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第十一項に規定する試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 四 同 上

ために当該分割等により移転する資産及び人員

六 その認定を受けようとする合理的な方法

七 その他参考となるべき事項

11 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

12 施行令第二十七条の四第十七項の認定（施行令第三十九条の三十九第十六項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により移転売上金額（施行令第二十七条の四第十七項第一号イに規定する移転売上金額をいう。以下この条において同じ。）及び移転試験研究費の額を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

13 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人（その認定が施行令第三十九条の三十九第十六項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人）に対し、書面によりその旨を通知する。

14 第十一項又は第十二項の処分（第二十二條の二十三第十一項又は第十二項の処分を含む。）があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第四十二条の四第八項第三号に規定する適用年度において、同項第六号の二に規定する基準年度試験研究費の額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額及び移転試験研究費の額についてその処分の効果が生ずるものとする。

15 施行令第二十七条の四第十七項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名  
二 相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 分割等の年月日

四 分割法人等の基準事業年度（施行令第二十七条の四第十四項に規定する基準事業年度をいう。以下この号において同じ。）開始の日又は

分割承継法人等の基準事業年度開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準事業年度終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含む当該分割法人等の各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）の売上金額（同項に規定する売上金額をいう。以下この号及び第四十五項第四号において同じ。）及び移転売上金額並びに同条第八項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度）にあつては、当該分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに同項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限る。）

五 その他参考となるべき事項

16| 施行令第二十七条の四第十九項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする当該現物分配に係る被現物分配法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 当該現物分配の年月日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日）

四 その他参考となるべき事項

17| 法人税法施行規則第二十六条の四第二項の規定は施行令第二十七条の四第二十二項第一号に規定する判定法人が旧事業（同条第二十四項第一号ハ(2)に規定する旧事業をいう。）の事業規模（同条第二十四項第一号ハ(2)に規定する事業規模をいう。）のおおむね五倍を超える資金借入れ等（同条第二十四項第一号ハ(2)に規定する資金借入れ等）を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定について、法人税法施行規則第二十六条の四第三項の規定は施行令第二十七条の四第二十六項において準用する法人税法施行令百十三条の二第十三項に

10| 法人税法施行規則第二十六条の四第二項の規定は施行令第二十七条の四第十三項第一号に規定する判定法人が旧事業（同条第十五項第一号ハ(2)に規定する旧事業をいう。）の事業規模（同条第十五項第一号ハ(2)に規定する事業規模をいう。）のおおむね五倍を超える資金借入れ等（同条第十五項第一号ハ(2)に規定する資金借入れ等）を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定について、法人税法施行規則第二十六条の四第三項の規定は施行令第二十七条の四第十七項において準用する法人税法施行令百十三条の二第十三項に規定する財

規定する財務省令で定める金額について、法人税法施行規則第二十六条の四第四項の規定は施行令第二十七条の四第二十六項において準用する法人税法施行令百十三条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、法人税法施行規則第二十六条の四第二項第一号イ(1)中「令百十三条の二第十一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十四項第六号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)」と、「同号に規定する譲渡収益額」とあるのは「同条第二十四項第五号イに定める金額」と、同号ロ(1)中「令百十三条の二第二十一項第二号に規定する貸付収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十四項第五号ロに定める金額」と、同号ハ(1)中「令百十三条の二第二十一項第三号に規定する役員提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十四項第五号ハに定める金額」と読み替えるものとする。

18) 施行令第二十七条の四第二十七項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項(当該法人が法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者(同項第八号に規定する適用除外事業者)に該当するものを除く。)又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項)とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究に要する費用の見込額(五十万円を超えるものに限る)。

三 省 略

四 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十七項第二号に規定する大学等(以下この条において「大学等」という。)の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

五 省 略

六 省 略

七 省 略

八 省 略

19) 施行令第二十七条の四第二十七項第三号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの(法第四十二条の四第七項の規定の適用を

務省令で定める金額について、法人税法施行規則第二十六条の四第四項の規定は施行令第二十七条の四第十七項において準用する法人税法施行令百十三条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、法人税法施行規則第二十六条の四第二項第一号イ(1)中「令百十三条の二第十一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十七条の四第十五項第六号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)」と、「同号に規定する譲渡収益額」とあるのは「同条第十五項第五号イに定める金額」と、同号ロ(1)中「令百十三条の二第二十一項第二号に規定する貸付収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十五項第五号ロに定める金額」と、同号ハ(1)中「令百十三条の二第二十一項第三号に規定する役員提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十五項第五号ハに定める金額」と読み替えるものとする。

11) 施行令第二十七条の四第十八項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第二号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容

二 同 上

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第二号に規定する大学等(以下この条において「大学等」という。)の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

四 同 上

五 同 上

六 同 上

七 同 上

12) 施行令第二十七条の四第十八項第三号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの(法第四十二条の四第七項の規定の適用を受

受ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。とする。

一 省 略

二 特定研究成果活用事業者（産業競争力強化法第二十条第一項に規定する認定特定研究成果活用支援事業者に該当する同法第十九条第一項の投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した法人（その発行する株式が初めて当該組合財産となつた直前において、その資本金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの 当該特定研究成果活用事業者の株主名簿の写し等のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする書類及びイに規定する書類の写し

イ 当該特定研究成果活用事業者の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号イ及び第二十一項において同じ。）が大学等又は特別研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第三に掲げる法人をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限る。）。

ロ 省 略

三 研究開発成果活用事業者（特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの 当該研究成果活用事業者の株主名簿の写し等のうち当該特別研究開発法人が株主として記載されている書類及びイに規定する書類の写し

イ・ロ 省 略

20| 施行令第二十七条の四第二十七項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 省 略

ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。とする。

一 同 上

二 特定研究成果活用事業者（産業競争力強化法第二十条第一項に規定する認定特定研究成果活用支援事業者に該当する同法第十九条第一項の投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した法人（その発行する株式が初めて当該組合財産となつた日において、その資本金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの 当該特定研究成果活用事業者の株主名簿の写し等のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする書類及びイに規定する書類の写し

イ 当該特定研究成果活用事業者の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号イにおいて同じ。）が大学等又は特別研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第三に掲げる法人をいう。イ及び次号において同じ。）の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されていること（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合に限る。）。

ロ 同 上

三 研究開発成果活用事業者（特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めてその出資を受けた日において、その資本金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる要件の全てを満たすもの 当該研究成果活用事業者の株主名簿の写し等のうち当該特別研究開発法人が株主として記載されている書類及びイに規定する書類の写し

イ・ロ 同 上

13| 施行令第二十七条の四第十八項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 同 上

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十七項第三号に規定する新事業開拓事業者等（第三十三項第三号及び第三十八項において「新事業開拓事業者等」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四〇七 省 略

21 施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

一 研究開発成果活用促進事業者（特別研究開発法人から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者に該当する法人（当該特別研究開発法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該研究開発成果活用促進事業者に限る。）

当該研究開発成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうちその出資をした特別研究開発法人が株主等（法人税法第二十四条第十四号に規定する株主等をいう。次号及び第三号において同じ。）として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

二 国立大学等成果活用促進事業者（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人から同法第二十二條第一項第六号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人から同法第二十九條第一項第五号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第三号に規定する新事業開拓事業者等（以下この条において「新事業開拓事業者等」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四〇七 同 上



研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活用促進事業者に限る。） 当該国立大学等成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

三 公立大学成果活用促進事業者（地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人から同法第二十一条第二号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該公立大学法人から初めて受けた出資の直前において、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該公立大学成果活用促進事業者に限る。） 当該公立大学成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該公立大学学法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

22| 施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する財務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発とする。

一 国立大学法人法施行令第三条第一号に掲げる事業として行う研究開発

23| 二 地方独立行政法人法施行令第四条第二号に掲げる研究開発  
施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究が施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する成果活用促進事業者（以下この条において「成果活用促進事業者」という。）の行う同号に規定する成果実用化研究開発（第三十四項第二号において「成果実用化研究開発」という。）に該当する旨

三 当該試験研究の実施期間

四 当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

五| 当該試験研究の実施場所

六| 当該試験研究の用に供される設備の明細

七| 当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

八| 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

24| 施行令第二十七条の四第二十七項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該試験研究の目的及び内容

二 省 略

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十七項第五号に規定する他の者（第三十八項第四号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 七 省 略

25| 施行令第二十七条の四第二十七項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該試験研究の目的及び内容

二 三 省 略

26| 施行令第二十七条の四第二十七項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該法人が法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者）に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項）とする。

- 一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る）。

三 省 略

四 省 略

五 省 略

27| 施行令第二十七条の四第二十七項第九号に規定する機関として財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確

14| 施行令第二十七条の四第十八項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第十八項第四号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 同 上

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第四号に規定する他の者（第二十七項第三号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 七 同 上

15| 施行令第二十七条の四第十八項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第十八項第五号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 三 同 上

16| 施行令第二十七条の四第十八項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施行令第二十七条の四第十八項第七号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 同 上

三 同 上

四 同 上

17| 施行令第二十七条の四第十八項第八号に規定する財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

28| 施行令第二十七条の四第二十七項第九号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 当該試験研究を行うために必要な拠点を有していること。

二 省 略

29| 施行令第二十七条の四第二十七項第九号に規定するその他の財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。

一 五 省 略

30| 施行令第二十七条の四第二十七項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究の実施期間

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十七項第九号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

18| 施行令第二十七条の四第十八項第八号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第八号に掲げる試験研究（次号及び次項において「試験研究」という。）を行うために必要な拠点を有していること。

二 同 上

19| 施行令第二十七条の四第十八項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究の実施期間

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第八号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

20| 施行令第二十七条の四第十八項第九号に規定するその他の財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。

一 五 同 上

四 当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

31 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法  
五 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法  
施行令第二十七条の四第二十七項第十号に規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該法人が行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第四十二条の四第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用の額を法人税法施行令第三十二条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により棚卸資産の取得価額に算入することとなるものとする。

一・二 省 略

32 施行令第二十七条の四第二十七項第十号に規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号に規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用する権利で受託者が対価を支払って当該法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

33 施行令第二十七条の四第二十七項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 五 省 略

34 施行令第二十七条の四第二十七項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究が成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当する旨

三 当該試験研究の実施期間

四 当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

五 当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

六 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

35 施行令第二十七条の四第二十七項第十二号に規定する財務省令で定め

21 施行令第二十七条の四第十八項第九号に規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該法人が行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費の額を法人税法施行令第三十二条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により棚卸資産の取得価額に算入することとなるものとする。

一・二 同 上

22 施行令第二十七条の四第十八項第九号に規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号に規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用する権利で受託者が対価を支払って当該法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

23 施行令第二十七条の四第十八項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第九号に掲げる試験研究（以下この

項において「試験研究」という。）の目的及び内容  
二 五 同 上

24 施行令第二十七条の四第十八項第十号に規定する財務省令で定める事

る事項は、次に掲げる事項とする。  
一 当該試験研究の目的及び内容

二 省略

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十七項第十二号に規定する他の者（第三十八項第九号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 省略

36] 施行令第二十七条の四第二十七項第十三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第二十七項第十三号に規定する知的財産権（次号及び第三十九項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該法人が行う試験研究のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二 当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第二十七条の四第二十七項第九号に規定する中小企業者等（第三十九項において「中小企業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 省略

37] 施行令第二十七条の四第二十八項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第二十七項第一号に掲げる試験研究 法第四

十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の同条第八項第一号に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第二十七項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に

項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第十号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 同上

三 当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第十号に規定する他の者（第二十七項第七号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 同上

25] 施行令第二十七条の四第十八項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第十一号に規定する知的財産権（次号及び第二十八項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該法人が行う同条第十八項第十一号に掲げる試験研究（以下この号及び第三号において「試験研究」という。）のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二 当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第二十七条の四第十八項第八号に規定する中小企業者等（第二十八項において「中小企業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 同上

26] 施行令第二十七条の四第十九項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第一号に掲げる試験研究 法第四

十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第二十七条の四第十八項第一号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされている費用に限る。）に

係る施行令第二十七条の四第二十七項第一号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長又は同項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）が認定した金額

二 施行令第二十七条の四第二十七項第七号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額

三 施行令第二十七条の四第二十七項第十四号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち、法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

38| 施行令第二十七条の四第二十八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第二十七項第二号に掲げる試験研究 当該法人の各事業年度の法第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が施行令第二十七条の四第二十七項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二 施行令第二十七条の四第二十七項第三号に掲げる試験研究 試験研究

係るものとして当該試験研究に係る同号イに規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長又は施行令第二十七条の四第十八項第一号ロに掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）が認定した金額

二 施行令第二十七条の四第十八項第六号に掲げる試験研究 法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額

三 施行令第二十七条の四第十八項第十二号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち、法第四十二条の四第七項の規定の適用を受けようとする法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

27| 施行令第二十七条の四第十九項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第二号に掲げる試験研究 当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二 施行令第二十七条の四第十八項第三号に掲げる試験研究 試験研究

究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

三| 施行令第二十七条の四第二十七項第四号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

四| 施行令第二十七条の四第二十七項第五号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

五| 施行令第二十七条の四第二十七項第八号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学の確認を受けた金額

六| 施行令第二十七条の四第二十七項第九号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

七| 施行令第二十七条の四第二十七項第十号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

八| 施行令第二十七条の四第二十七項第十一号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

九| 施行令第二十七条の四第二十七項第十二号に掲げる試験研究 試験

費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

三| 施行令第二十七条の四第十八項第四号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

四| 施行令第二十七条の四第十八項第七号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学の確認を受けた金額

五| 施行令第二十七条の四第十八項第八号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

六| 施行令第二十七条の四第十八項第九号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

七| 施行令第二十七条の四第十八項第十号に掲げる試験研究 試験研究

研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

39) 施行令第二十七条の四第二十八項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該法人の各事業年度の法第四十二条の四第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち施行令第二十七条の四第二十七項第十三号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該法人が特定中小企業者等(中小事業業者等に限る。)に対して支払つたものに係る法第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費の額であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

40) 施行令第二十七条の四第三十一項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第四十五項において同じ。)は、同条第三十一項各号列記以外の部分に規定する分割等(以下この項及び第四十五項において「分割等」という。)の日後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 分割承継法人等(施行令第二十七条の四第三十一項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第四十五項において同じ。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 省 略

四 移 転 事 業

五 分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員

費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

28) 施行令第二十七条の四第十九項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額のうち施行令第二十七条の四第十八項第十一号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該法人が特定中小企業者等(中小事業業者等に限る。)に対して支払つたものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

29) 施行令第二十七条の四第二十四項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。第一号及び第三十四項において同じ。)は、同条第二十四項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する分割等(以下この項及び第三十四項において「分割等」という。)の日後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書又は分割契約書その他のこれらに類する書類の写しを添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 同 上

二 分割承継法人等(施行令第二十七条の四第二十四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第三十四項において同じ。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 同 上

四 施 行 令 第 二 十 七 条 の 四 第 二 十 四 項 に 規 定 す る 移 転 事 業 及 び 当 該 移 転 事 業 に 係 る 売 上 金 額 ( 同 条 第 二 十 二 項 に 規 定 す る 売 上 金 額 を いう。第

三十四項第四号において同じ。)

五 分割承継法人等が前号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員



41] 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

42] 施行令第二十七条の四第三十一項の認定（施行令第三十九条の第三十項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により移転売上金額を区分することを不適当とする特別の事由が生じたときと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

43] 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人（その認定が施行令第三十九条の第三十項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人）に対し、書面によりその旨を通知する。

44] 第四十一項又は第四十二項の処分（第二十二條の二十三第四十一項又は第四十二項の処分を含む。）があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第四十二条の四第八項第三号に規定する適用年度において、同項第十一号に規定する平均売上金額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額についてその処分の効果が生ずるものとする。

45] 施行令第二十七条の四第三十一項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 三 省略

四 分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割等事業年度」という。）開始の日（当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか

30] 税務署長は前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

31] 施行令第二十七条の四第二十四項の認定（施行令第三十九条の第三十項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法によりこれらの規定の移転売上金額（第三十三項及び第三十四項第四号において「移転売上金額」という。）を区分することを不適当とする特別の事由が生じたときと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

32] 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る法人（その認定が施行令第三十九条の第三十項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人）に対し、書面によりその旨を通知する。

33] 第三十項又は第三十一項の処分（第二十二條の二十三第三十項又は第三十一項の処分を含む。）があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第四十二条の四第八項第三号に規定する適用年度において、同項第十一号に規定する平均売上金額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額についてその処分の効果が生ずるものとする。

34] 施行令第二十七条の四第二十四項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 三 同上

四 分割法人等の分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割等事業年度」という。）開始の日（当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。以下この号において「分割承継等事業年度」という。）開始の日（当該分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか

早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）の売上金額及び移転売上金額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限る。）

#### 五省略

46| 施行令第二十七条の四第三十二項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

#### 一四省略

### 第二十条の二 削除

早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）に係る売上金額及び移転売上金額（分割等事業年度にあつては、届出対象期間に係るものに限る。）

#### 五同上

35| 施行令第二十七条の四第二十六項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第二十六項の試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

#### 一四同上

（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

### 第二十条の二 施行令第二十七条の五第一項に規定する合理化に特に効果

の高いものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたいものは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七条第三項ただし書に規定する特定事業者、同法第十九条第一項に規定する特定連鎖化事業者（同項に規定する特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この項において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この項において同じ。）を含む。）又は同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）であつて、既に相当程度のエネルギー（法第四十二条の五第一項第一号に規定するエネルギーをいう。以下この項において同じ。）の使用の合理化を進めているものが取得又は製作若しくは建設（以下この条において「取得等」という。）をするものであること、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十

五条第一項、第二十六条第一項又は第三十七条第一項の計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであること及び施行令第二十七条の五第一項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものに該当することにつき経済産業局長が確認した旨を証する書類（以下この項において「確認書」という。）並びに当該確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたものとし、同条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものは、確認書のうち、その取得等をする連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等（法第四十二条の五第一項第一号に規定する工場等をいう。）におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき経済産業局長が確認した旨を証するものを保存することにより証明がされたものとする。

2| 施行令第二十七条の五第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第二号に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第二十七条の五第二項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る連携省エネルギー計画（同号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第四十八条第一項の認定書（当該連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第四十九条第三項の認定書を含む。）又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。）を保存することにより証明がされたものとする。

3| 施行令第二十七条の五第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、法第四十二条の五第一項第三号に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等（施行令第二十七条の五第三項に規定する経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいう。）が記載された同号の認定に係る荷主連携省エネルギー計画（同号に規定する荷主連携省エネルギー計画をいう。以下この項において同じ。）のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第八十六条第一項の認定書（当該荷主

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の三 省 略

2 施行令第二十七条の六第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

3 施行令第二十七条の六第一項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、次に掲げるものとする。

一 五 省 略

4 省 略

5 施行令第二十七条の六第五項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。)とする。

一 省 略

二 料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業にあつては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)

三 十 省 略

十 一 不 動 産 業

十 二 サ ー ビ ス 業 ( 娯 楽 業 ( 映 画 業 を 除 く 。 ) を 除 く 。 )

(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)

第二十条の八 省 略

連携省エネルギー計画につきエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、同令第八十七条第三項の認定書を含む。)又はその写し(経済産業大臣又は経済産業局長により交付されたものに限る。)を保存することにより証明がされたものとする。

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の三 同 上

2 施行令第二十七条の六第二項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

3 施行令第二十七条の六第二項に規定する財務省令で定めるソフトウェアは、次に掲げるものとする。

一 五 同 上

4 同 上

5 同 上

一 同 上

二 料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く。)

三 十 同 上

十 一 同 上

十 二 サ ー ビ ス 業 ( 物 品 賃 貸 業 及 び 娯 楽 業 ( 映 画 業 を 除 く 。 ) を 除 く 。 )

(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)

第二十条の七の二 同 上

(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

## 第二十条の八

法第四十二条の十二の三第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する認定経営革新等支援機関等（以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）の当該法人が当該認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言（以下この項において「指導及び助言」という。）を受けたことを明らかにする次に掲げる事項を記載した書類（当該認定経営革新等支援機関等が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合である場合には、それぞれこれらの組合員（農業協同組合にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条第一項第三号に掲げる者を、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第五項第四号に掲げる者を、森林組合にあつては他の森林組合を、それぞれ除く。）に対して交付されたものに限る。）とする。

一 当該認定経営革新等支援機関等の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地

二 当該認定経営革新等支援機関等による指導及び助言を受けた当該法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 当該指導及び助言を行った年月日（当該指導及び助言を二日以上継続して行った場合には、当該指導及び助言を実施した期間）並びに当該指導及び助言の内容

四 当該指導及び助言を受けた当該法人が当該指導及び助言に基づき取得し、又は製作し、若しくは建設する器具及び備品並びに建物附属設備の明細

五 その他参考となるべき事項

2 法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営の改善に特に資することについての確認は、当該法人の経営改善割合（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を減算した金額が同号に掲げる金額のうちに占める割合をいう。）が、年百分の二以上となる見込みであることを確認することにより行うものとする。

一 前項に規定する書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備を国内にある当該法人の法第四十二条の十二の三第一項に規定する指定事業の用に供することが見込まれる日を含む会計期間（法人税法第十三条第一項に規定する会計期間をいう。以下この項において同じ。）開始の日（以下この項において「供用予定期間開始日」という。）

から当該供用予定期間開始日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む会計期間のうちいずれかの会計期間（次号において「比較対象期間」という。）における売上高又は営業利益の額

3| 二 当該供用予定期間開始日の前日から当該比較対象期間開始の日までの期間内の日を含む会計期間のうちいずれかの会計期間（以下この号において「基準対象期間」という。）における売上高又は営業利益の額（当該基準対象期間の月数と当該比較対象期間の月数とが異なる場合には、当該売上高又は営業利益の額に当該比較対象期間の月数を乗じてこれを当該基準対象期間の月数で除して計算した金額）

4| 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4| 施行令第二十七条の十二の三第四項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 情報通信業
- 二 一般旅客自動車運送業
- 三 道路貨物運送業
- 四 倉庫業
- 五 港湾運送業
- 六 こん包業
- 七 損害保険代理業
- 八 不動産業
- 九 物品賃貸業
- 十 専門サービス業
- 十一 広告業
- 十二 技術サービス業
- 十三 次に掲げる宿泊業
  - イ 旅館業及びホテル業
  - ロ 宿泊業（イに掲げるものを除く。）
- 十四 次に掲げる料理店業その他の飲食店業
  - イ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業
  - ロ 料理店業その他の飲食店業（イに掲げるものを除く。）
- 十五 洗濯・理容・美容・浴場業

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第二十条の十 省 略

2| 施行令第二十七条の十二の四の二第三項に規定する財務省令で定める日は、当該法人の国内に所在する事業所につき作成された同項に規定する労働者名簿にその氏名が記載された同項各号列記以外の部分に規定する国内雇用の労働基準法施行規則第五十三条第一項第四号に掲げる日（当該国内雇用の労働者が当該法人の国内に所在する他の事業所から異動した者である場合には、当該法人の国内に所在する各事業所における当該国内雇用の同号に掲げる日のうち最も早い日）とする。

3| 施行令第二十七条の十二の四の二第三項第二号に規定する財務省令で定める者は、当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある個人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該個人の施行令第五条の六の三の二第五項第一号に規定する国内雇用に該当する者とする。

4| 施行令第二十七条の十二の四の二第十三項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以

十六| その他の生活関連サービス業  
十七| 社会保険・社会福祉・介護事業

十八| サービス業（情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業（映画業を除く。）、医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）

5| 施行令第二十七条の十二の三第四項に規定する他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として財務省令で定めるものは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業に該当する事業（前項第十三号イに掲げる事業及び同項第十四号イに掲げる事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）を除く。）又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業とする。

6| 施行令第二十七条の十二の三第六項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人が交付を受けた法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営改善指導助言書類の写しとする。

(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)

第二十条の十 同 上

2| 施行令第二十七条の十二の四の二第十三項に規定する財務省令で定める者は、当該法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかに当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合の当該者とする。

一| 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

二| 施行令第二十七条の十二の四の二第四項に規定する貸金台帳

3| 施行令第二十七条の十二の四の二第十八項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以

下この項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち当該法人が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該法人の役員（法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する役員をいう。）又は使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

5| 施行令第二十七条の十二の四の二第三項第一号に規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。）とする。

6| 施行令第二十七条の十二の四の二第三項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

7| 施行令第二十七条の十二の四の二第十四項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額及び当該事業年度における同条第三項第八号に規定する比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 施行令第二十七条の十二の四の二第十三項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期
- 二 省 略
- 三 当該教育訓練等の対象となる法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する国内雇業者の氏名
- 四 省 略

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第二十條の十の三 施行令第二十七条の十三第三項に規定する財務省令で定める者は、同項に規定する法人の就業規則において同項に規定する継

下この項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち当該法人が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該法人の役員（法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する役員をいう。）又は使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

4| 施行令第二十七条の十二の四の二第十八項第一号に規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。）とする。

5| 施行令第二十七条の十二の四の二第十八項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

6| 施行令第二十七条の十二の四の二第十九項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第三号に規定する教育訓練費の額及び当該事業年度における同条第三項第十一号に規定する比較教育訓練費の額又は同項第十二号に規定する中小企業比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 施行令第二十七条の十二の四の二第十八項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期
- 二 同 上
- 三 当該教育訓練等の対象となる法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する国内雇業者の氏名
- 四 同 上



続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

- 一 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類
- 二 労働基準法第百八条に規定する賃金台帳

## （特定地域における工業用機械等の特別償却） 第二十条の十六

施行令第二十八条の九第四項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

- 2| 施行令第二十八条の九第四項第一号ロ及び法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十条の四第三項各号に掲げるものとする。
- 3| 施行令第二十八条の九第八項に規定する財務省令で定める事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業とする。
- 4| 施行令第二十八条の九第九項第二号に規定する財務省令で定めるものは、半島振興法施行規則第二条第三号及び第四号に掲げる事項とする。
- 5| 施行令第二十八条の九第九項第四号に規定する財務省令で定めるものは、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

- 6| 施行令第二十八条の九第十五項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 四 省 略

- 7| 施行令第二十八条の九第二十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十五条第二項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第二十八条の九第十一項に規定する産業投

## （特定地域における工業用機械等の特別償却）

### 第二十条の十六 施行令第二十八条の九第四項第二号に規定する財務省令

で定める事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業とする。

- 2| 施行令第二十八条の九第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

- 3| 施行令第二十八条の九第七項第一号ロ及び法第四十五条第一項の表の第四号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十条の四第三項各号に掲げるものとする。

- 4| 施行令第二十八条の九第十二項第一号に規定する財務省令で定めるものは、半島振興法施行規則第二条第三号及び第四号に掲げる事項とする。
- 5| 施行令第二十八条の九第十二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に掲げる事項とする。
- 6| 施行令第二十八条の九第十二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、山村振興法施行規則第四条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

- 7| 施行令第二十八条の九第十六項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 四 同 上

- 8| 施行令第二十八条の九第二十三項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十五条第二項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第二十八条の九第十四項に規定する産業投

資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第二十一条の十九 省 略

2 法第六十二条の三第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同条第二項第一号イに規定する土地等(棚卸資産に該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。)の譲渡(施行令第三十八条の四第四項に規定する賃借権の設定等を含む。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる土地等の譲渡に該当するものであることにつきそれぞれ当該各号に定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされたときとする。

一 二の二 省 略

三 法第六十二条の三第四項第三号に掲げる土地等の譲渡 当該譲渡に係る土地等の第二十二条の二第四項各号(第四号及び第五号を除く。)

四 十六 省 略

四 十六 省 略

3 前項第十四号ハ(2)に掲げる都道府県知事の証する書類の写し又は同項第十五号ハに掲げる検査済証の写しは、同項第十四号又は第十五号に規定する土地等の買取りをする者から、同項第十四号の一団の宅地の造成又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を同項第十四号又は第十五号に規定する申請書の内容に適合して行う旨及び当該申請書に基づく同項第十四号ハ(2)に規定する都道府県知事の証する書類又は同項第十五号ハに規定する検査済証の交付を受けたときは遅滞なく当該都道府県知事の証する書類の写し又は当該検査済証の写しを提出する旨を約する書類が当該造成又は建設に関する事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地の所轄税務署長に提出されている場合には、当該土地等の買取りをする者の当該所轄税務署長に提出した書類の写しとすることができる。

4・5 省 略

6 法第六十二条の三第四項第十号に規定する財務省令で定める事項は、

資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第二十一条の十九 同 上

2 同 上

一 二の二 同 上

三 法第六十二条の三第四項第三号に掲げる土地等の譲渡 当該譲渡に係る土地等の第二十二条の二第四項各号の区分に応じ当該各号に定める書類

四 十六 同 上

四 十六 同 上

3 前項第十四号ハ(2)に掲げる都道府県知事の証する書類の写し又は同項第十五号ハに掲げる検査済証の写しは、同項第十四号又は第十五号に規定する土地等の買取りをする者から、同項第十四号の一団の宅地の造成又は同項第十五号の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を同項第十四号又は第十五号に規定する申請書の内容に適合して行う旨及び当該申請書に基づく同項第十四号ハ(2)に規定する都道府県知事の証する書類又は同項第十五号ハに規定する検査済証の交付を受けたときは遅滞なく当該都道府県知事の証する書類の写し又は当該検査済証の写しを提出する旨を約する書類が当該造成又は建設に関する事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地の所轄税務署長に提出されている場合には、当該土地等の買取りをする者の当該所轄税務署長に提出した書類(当該所轄税務署の受理日付印のあるものに限る。)の写しとすることができる。

4・5 同 上

6 同 上

次に掲げる事項のうちいずれかの事項（同号に規定する認定買受計画に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設に関する事項と併せて記載がされたものを除く。）とする。

一 法第六十二条の三第四項第十号に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地（以下この項において「除却後の土地」という。）に新たに建築される同号に規定するマンションに関する事項

二・三 省略

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第二十二條 法第六十三条第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同条第二項第一号に規定する土地等（以下この条において「土地等」という。）の譲渡（施行令第三十八条の四第四項に規定する賃借権の設定等を含む。以下この条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

一 省略

二 法第六十三条第三項第二号に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる書類

イ 省略

ロ 当該譲渡に係る土地等の買取りをする者が施行令第三十八条の五第七項に規定する法人であり、かつ、当該土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号ロ(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)から(4)までに定める書類

三 法第六十三条第三項第三号に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる書類

イ 当該譲渡に係る土地等の次条第四項各号（第四号及び第五号を除く。）の区分に応じ当該各号に定める書類

ロ 当該土地等の譲渡が施行令第三十八条の五第八項に規定する譲渡に該当し、かつ、当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号ロ(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)から(4)までに定める書類

四 法第六十三条第三項第四号に掲げる土地の譲渡 次に掲げる書類

イ 省略

一 法第六十二条の三第四項第十号に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地（以下この項において「除却後の土地」という。）に新たに建築される同号に規定するマンションに関する事項

二・三 同上

7518 同上

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第二十二條 同上

一 同上

二 同上

イ 同上

ロ 当該譲渡に係る土地等の買取りをする者が施行令第三十八条の五第七項に規定する法人であり、かつ、当該土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号ロ(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)から(4)までに定める書類

三 同上

イ 当該土地等の譲渡の次条第四項各号の区分に応じ、当該各号に定める書類

ロ 当該土地等の譲渡が施行令第三十八条の五第八項に規定する譲渡に該当し、かつ、当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号ロ(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号ロ(1)から(4)までに定める書類

四 同上

イ 同上

ロ 当該土地の譲渡の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) (4) 省 略

ハ 省 略

五 法第六十三条第三項第五号に掲げる土地の譲渡 次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 当該土地の譲渡の前号ロ(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)から(4)までに定める書類及び同号ハに掲げる書類

六 法第六十三条第三項第六号に掲げる土地の譲渡 次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 当該土地の譲渡の第四号ロ(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)から(4)までに定める書類及び同号ハに掲げる書類

七 法第六十三条第三項第七号に掲げる土地の譲渡 当該土地の譲渡に係る対価の額及び施行令第三十八条の五第十四項に規定する金額に関する明細書並びに当該土地の譲渡の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略

八 十 省 略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)

第二十二條の二 省 略

2・3 省 略

4 法第六十四条第四項（法第六十四条の二第十三項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。）並びに施行令第三十九条第三十二項及び第三十九条の二第九項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 三 省 略

四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業（以下この号において「マンション建替事業」という。）の施行に伴う権利変換（同法の権利変換をいう。以

ロ 当該土地の譲渡の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) (4) 同 上

ハ 同 上

五 同 上

イ 同 上

ロ 当該土地の譲渡の前号ロ(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)から(4)までに定める書類及び同号ハに掲げる書類

六 同 上

イ 同 上

ロ 当該土地の譲渡の第四号ロ(1)から(4)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)から(4)までに定める書類及び同号ハに掲げる書類

七 法第六十三条第三項第七号に掲げる土地の譲渡 当該土地の譲渡に係る対価の額及び施行令第三十八条の五第十四項に規定する金額に関する明細書並びに当該土地の譲渡の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ・ロ 同 上

八 十 同 上

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)

第二十二條の二 同 上

2・3 同 上

4 同 上

一 三 同 上

四 同 上

下この号において同じ。)に係る資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ マンション建替事業の施行に伴う権利変換によりマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第七号に規定する施行再建マンション(ロにおいて「施行再建マンション」という。)に関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権(同項第十九号に規定する敷地利用権をいう。)が与えられるように定められた資産 マンション建替事業の施行者(同項第五号に規定する施行者をいう。ロにおいて同じ。)のその旨を証する書類

ロ 省 略

五 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号に規定する敷地分割事業の実施に伴う同法の敷地権利変換により同法第九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分、同項第五号に規定する非除却敷地持分等又は同項第八号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられるように定められた資産 当該敷地分割事業を実施する同法第六十四条に規定する敷地分割組合のその旨を証する書類

5 13 省 略

(収用換地等の場合の所得の特別控除)

第二十二條の三 省 略

2 省 略

3 法第六十五条の二第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)

( )に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 省 略

三 買取り等に係る資産の前条第四項各号(第四号及び第五号を除く。)

( )の区分に応じ当該各号に定める書類

4・5 省 略

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第二十二條の五 法第六十五条の四第五項において準用する法第六十五条

イ マンション建替事業の施行に伴う権利変換によりマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第七号に規定する施行再建マンション(ロにおいて「施行再建マンション」という。)に関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権(同項第十六号に規定する敷地利用権をいう。)が与えられるように定められた資産 マンション建替事業の施行者(同項第五号に規定する施行者をいう。ロにおいて同じ。)のその旨を証する書類

ロ 同 上

5 13 同 上

(収用換地等の場合の所得の特別控除)

第二十二條の三 同 上

2 同 上

3 同 上

一・二 同 上

三 買取り等に係る資産の前条第四項各号の区分に応じ当該各号に定める書類

4・5 同 上

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第二十二條の五 同 上

の三第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十五条の四第一項第一号の場合 同号に規定する住宅建設又は宅地造成の施行者の当該土地等を当該住宅建設又は宅地造成のために買い取った旨を証する書類（当該住宅建設又は宅地造成の施行者に代わり、同号に規定する法人で当該施行者でないものが同号の買取りをする場合には、当該施行者の当該証する書類で当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるもの）

二 法第六十五条の四第一項第二号の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 土地等が法第六十五条の四第一項第二号に規定する収用を行う者によつて同号に規定する収用の対償に充てられるため買い取られる場合 その買取りをする者の当該土地等を当該収用の対償に充てられるため買い取った旨を証する書類

ロ 土地等が施行令第三十九条の五第三項に規定する者によつて同項に規定する収用の対償に充てられるため買い取られる場合 その買取りをする者の当該土地等を同項に規定する契約に基づき当該収用の対償に充てられるため買い取った旨を証する書類及びその契約書の写し

ハ 土地等が住宅地区改良法第二条第六項に規定する改良住宅を同条第三項に規定する改良地区の区域外に建設するため買い取られる場合 国土交通大臣の当該土地等の所在地が同法第六条第三項第一号に掲げる住宅地区改良事業を施行する土地の区域（当該改良地区の区域を除く。）内である旨を証する書類及びその買取りをする者の当該土地等を当該住宅地区改良事業のため買い取った旨を証する書類

ニ 土地等が公営住宅法第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより買い取られる場合 その買取りをする地方公共団体の長の当該土地等を当該公営住宅の買取りにより買い取った旨を証する書類

三 法第六十五条の四第一項第三号の場合 次に掲げる書類

イ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第六十五条の四第一項第三号に規定する一団の宅地の造成に関する事業の用に供する

一 法第六十五条の四第一項第一号の場合 同号に規定する住宅建設又は宅地造成の施行者の当該土地等を当該住宅建設又は宅地造成のために買い取ったものである旨を証する書類（当該住宅建設又は宅地造成の施行者に代わり、同号に規定する法人で当該施行者でないものが同号の買取りをする場合には、当該施行者の当該証する書類で当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるもの）

二 同上

イ 土地等が法第六十五条の四第一項第二号に規定する収用を行う者によつて同号に規定する収用の対償に充てられるため買い取られる場合 その買取りをする者の当該土地等を当該収用の対償に充てられるため買い取った旨を証する書類

ロ 土地等が施行令第三十九条の五第三項に規定する者によつて同項に規定する収用の対償に充てられるため買い取られる場合 その買取りをする者の当該土地等を同項に規定する契約に基づき当該収用の対償に充てられるため買い取ったものである旨を証する書類及びその契約書の写し

ハ 土地等が住宅地区改良法第二条第六項に規定する改良住宅を同条第三項に規定する改良地区の区域外に建設するため買い取られる場合 国土交通大臣の当該土地等の所在地が同法第六条第三項第一号に掲げる住宅地区改良事業を施行する土地の区域（当該改良地区の区域を除く。）内である旨を証する書類及びその買取りをする者の当該土地等を当該住宅地区改良事業のため買い取ったものである旨を証する書類

ニ 土地等が公営住宅法第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより買い取られる場合 その買取りをする地方公共団体の長の当該土地等を当該公営住宅の買取りにより買い取ったものである旨を証する書類

三 法第六十五条の四第一項第三号の場合（土地等が同号イ及びハに掲げる要件に該当する一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために買い取られる場合に限る。） 次に掲げる書類

ために買い取った旨、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買い取られた者から当該事業の用に供するために土地等を買取ったことがない旨及び当該土地等が当該買取りをする者の有する土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を証する書類

ロ 法第六十五条の四第一項第三号イに規定する土地区画整理事業の施行者の施行令第三十九条の五第六項に規定する仮換地の指定がない旨又は最初に行われた当該指定の効力発生の日の年月日を証する書類

ハ 国土交通大臣のイに規定する一団の宅地の造成に関する事業に係る施行令第三十九条の五第五項の規定による認定をした旨を証する書類（ロに規定する土地区画整理事業に係る同条第六項に規定する認可の申請書の受理年月日の記載のあるものに限る。）の写し

四 法第六十五条の四第一項第四号の場合 同号の買取りをする者の当該土地を公有地の拡大の推進に関する法律第六条第一項の協議に基づき買い取った旨を証する書類

五 法第六十五条の四第一項第五号の場合 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第九条第二項に規定する特定空港の設置者の同法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地を同法第九条第二項の規定に基づき買い取った旨を証する書類

六 法第六十五条の四第一項第六号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の

イ 当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買い取られた者から当該事業の用に供するために土地等を買取ったことがない旨及び当該土地等が買い取られた者に対し当該事業により造成される宅地の分譲をすることを約して買い取ったものでない旨を証する書類（次号において「買取り等を証する書類」という。）

ロ 国土交通大臣の当該事業に係る施行令第三十九条の五第五項の規定による認定をした旨を証する書類の写し

四 法第六十五条の四第一項第三号の場合（土地等が同号ロ及びハに掲げる要件に該当する一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために買い取られる場合に限る。） 当該土地等の買取りをする者の買取り等を証する書類及び当該土地等が当該買取りをする者の有する土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を証する書類、施行令第三十九条の五第六項の土地区画整理事業の施行者の同項に規定する仮換地の指定がない旨又は最初に行われた当該指定の効力発生の日の年月日を証する書類並びに国土交通大臣の当該一団の宅地の造成に関する事業に係る同条第五項の規定による認定をした旨を証する書類（当該土地区画整理事業に係る同条第六項に規定する認可の申請書の受理年月日の記載のあるものに限る。）の写し

五 法第六十五条の四第一項第四号の場合 同号の買取りをする者の当該土地を公有地の拡大の推進に関する法律第六条第一項の協議に基づき買い取ったものである旨を証する書類

六 法第六十五条の四第一項第五号の場合 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第九条第二項に規定する特定空港の設置者の同法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地を同法第九条第二項の規定に基づき買い取ったものである旨を証する書類

七 法第六十五条の四第一項第六号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の

区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類及び市町村長又は特別区の区長の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する沿道整備推進機構である旨を証する書類）

イ・ロ 省略

七| 法第六十五条の四第一項第七号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類及び市町村長又は特別区の区長の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する防災街区整備推進機構である旨を証する書類）

イ・ロ 省略

八| 法第六十五条の四第一項第八号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類及び市町村長又は特別区の区長の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する中心市街地整備推進機構である旨を証する書類）

イ 省略

ロ 当該土地等の買取りをする者が法第六十五条の四第一項第八号に規定する中心市街地整備推進機構である場合 当該中心市街地整備推進機構を中心市街地の活性化に関する法律（以下この項、第十二項及び第十四項において「中心市街地活性化法」という。）第六十条第一項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長

九| 法第六十五条の四第一項第九号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の

区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類（当該事業の用に供するために買い取った土地等である旨を証する書類にあつては、当該土地等が景観法施行令第二十八条各号のいずれに該当するか別の記載があるものに限る。）及び景観法第七条第

区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類及び市町村長又は特別区の区長の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する沿道整備推進機構である旨を証する書類）

イ・ロ 同上

八| 法第六十五条の四第一項第七号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類及び市町村長又は特別区の区長の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する防災街区整備推進機構である旨を証する書類）

イ・ロ 同上

九| 法第六十五条の四第一項第八号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類及び市町村長又は特別区の区長の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する中心市街地整備推進機構である旨を証する書類）

イ 同上

ロ 当該土地等の買取りをする者が法第六十五条の四第一項第八号に規定する中心市街地整備推進機構である場合 当該中心市街地整備推進機構を中心市街地の活性化に関する法律（以下この項、第十三項及び第十五項において「中心市街地活性化法」という。）第六十条第一項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長

十| 法第六十五条の四第一項第九号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の

区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類（当該事業の用に供するために買い取った土地等である旨を証する書類にあつては、当該土地等が景観法施行令第二十八条各号のいずれに該当するか別の記載があるものに限る。）及び景観



一項に規定する景観行政団体の長（以下この号において「景観行政団体の長」という。）の当該土地等の買取りをする者が法第六十五条の四第一項第九号に規定する景観整備機構である旨を証する書類）

イ・ロ 省略

十 法第六十五条の四第一項第十号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類及び市町村長又は特別区の区長の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する都市再生推進法人である旨を証する書類）

イ・ロ 省略

十一 法第六十五条の四第一項第十一号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類及び市町村長又は特別区の区長の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する歴史的風致維持向上支援法人である旨を証する書類）

イ・ロ 省略

十二 法第六十五条の四第一項第十二号の場合 都道府県知事の当該事業が同号の指定をした事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（ハに掲げる場合には、これらの書類及び都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が施行令第三十九条の五第十五項に規定する法人に該当する旨を証する書類）

イ・ロ 省略

ハ 当該土地等の買取りをする者が施行令第三十九条の五第十五項に規定する法人である場合 当該法人

十三 法第六十五条の四第一項第十三号の場合（土地等が同号イに掲げる事業の用に供するために買い取られる場合に限る。） 経済産業大臣の当該土地等の買取りをする者が施行令第三十九条の五第十八項第

法第七条第一項に規定する景観行政団体の長（以下この号において「景観行政団体の長」という。）の当該土地等の買取りをする者が法第六十五条の四第一項第九号に規定する景観整備機構である旨を証する書類）

イ・ロ 同上

十一 法第六十五条の四第一項第十号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類及び市町村長又は特別区の区長の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する都市再生推進法人である旨を証する書類）

イ・ロ 同上

十二 法第六十五条の四第一項第十一号の場合 地方公共団体の長の当該事業が同号に規定する事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（ロに掲げる場合には、これらの書類及び市町村長又は特別区の区長の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する歴史的風致維持向上支援法人である旨を証する書類）

イ・ロ 同上

十三 法第六十五条の四第一項第十二号の場合 都道府県知事の同号の指定をした事業である旨を証する書類及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（ハに掲げる場合には、これらの書類及び都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が施行令第三十九条の五第十七項に規定する法人に該当する旨を証する書類）

イ・ロ 同上

ハ 当該土地等の買取りをする者が施行令第三十九条の五第十七項に規定する法人である場合 当該法人

十四 法第六十五条の四第一項第十三号の場合（土地等が同号イに掲げる事業の用に供するために買い取られる場合に限る。） 経済産業大臣の当該土地等の買取りをする者が施行令第三十九条の五第二十項第

一号イ又はロに定める法人に該当する旨を証する書類及び当該事業に係る第十五項第一号の書面並びに当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十四 法第六十五条の四第一項第十三号の場合（土地等が同号ロに掲げる事業の用に供するために買い取られる場合に限る。） 経済産業大臣の当該土地等の買取りをする者が施行令第三十九条の五第十八項第二号に定める法人に該当する旨を証する書類及び当該事業に係る第十五項第二号の書面並びに当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該事業の用（当該事業が中心市街地活性化法第七条第七項第一号に定める事業である場合には、当該事業により設置される施行令第三十九条の五第十七項第一号イ(2)に規定する施設の用）に供するために買い取った旨を証する書類

十五 法第六十五条の四第一項第十四号の場合 都道府県知事の当該事業が同号の指定をした事業である旨を証する書類及び同号の買取りをする者の当該土地等を同号に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十六 法第六十五条の四第一項第十四号の二の場合 市町村長又は特別区の区長の当該事業が同号の指定をした事業である旨を証する書類及び同号の買取りをする者の当該土地等を同号に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十七 法第六十五条の四第一項第十五号の場合 厚生労働大臣の当該土地等の買取りをする者が地方公共団体又は同号に規定する特定法人に該当する旨を証する書類及び当該事業に係る第十六項の書面並びに当該土地等の買取りをする者の当該土地等を同号に規定する事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十八 法第六十五条の四第一項第十六号の場合 厚生労働大臣の当該事業が同号の認可を受けた同号に規定する基本計画に基づいて行われる同号の事業である旨を証する書類及び当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

十九 法第六十五条の四第一項第十七号の場合 同号の買取りをする者の当該土地を生産緑地法第十一条第一項、第十二条第二項又は第十五

一号イ又はロに定める法人に該当する旨を証する書類及び当該事業に係る第十六項第一号の書面並びに当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類

十五 法第六十五条の四第一項第十三号の場合（土地等が同号ロに掲げる事業の用に供するために買い取られる場合に限る。） 経済産業大臣の当該土地等の買取りをする者が施行令第三十九条の五第二十項第二号に定める法人に該当する旨を証する書類及び当該事業に係る第十六項第二号の書面並びに当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該事業の用（当該事業が中心市街地活性化法第七条第七項第一号に定める事業である場合には、当該事業により設置される施行令第三十九条の五第十九項第一号イ(2)に規定する施設の用）に供するために買い取ったものである旨を証する書類

十六 法第六十五条の四第一項第十四号の場合 都道府県知事の当該事業が同号の指定をした事業である旨を証する書類及び同号の買取りをする者の当該土地等を同号に規定する事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類

十七 法第六十五条の四第一項第十四号の二の場合 市町村長又は特別区の区長の当該事業が同号の指定をした事業である旨を証する書類及び同号の買取りをする者の当該土地等を同号に規定する事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類

十八 法第六十五条の四第一項第十五号の場合 厚生労働大臣の当該土地等の買取りをする者が地方公共団体又は同号に規定する特定法人に該当する旨を証する書類及び当該事業に係る第十七項の書面並びに当該土地等の買取りをする者の当該土地等を同号に規定する事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類

十九 法第六十五条の四第一項第十六号の場合 厚生労働大臣の当該事業が同号の認可を受けた同号に規定する基本計画に基づいて行われる同号の事業である旨を証する書類及び当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類

二十 法第六十五条の四第一項第十七号の場合 同号の買取りをする者の当該土地を生産緑地法第十一条第一項、第十二条第二項又は第十五

条第二項の規定に基づき買い取った旨を証する書類

二十 法第六十五条の四第一項第十八号の場合 都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の長）の当該土地等を国土利用計画法第十九条第二項の規定に基づき買い取った旨を証する書類

二十一 法第六十五条の四第一項第十九号の場合 都道府県知事の同号に規定する地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画が国、地方公共団体又は施行令第三十九条の五第二十三項に規定する法人の作成に係るもので、国土利用計画法第九条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同条第一項の土地利用基本計画に定められたもののうち施行令第三十九条の五第二十三項に規定するものである旨を証する書類及び同号の買取りをする者の当該土地等を当該計画に基づく事業の用に供するために買い取った旨を証する書類（当該買取りをする者が当該事業の施行者でない場合には、当該書類で当該事業の施行者の名称及び所在地の記載があるもの）

二十二 法第六十五条の四第一項第二十号の場合 都市再開発法第七条の六第三項に規定する建築許可権者、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する都府県知事、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第三項に規定する都道府県知事等又は被災市街地復興特別措置法第八条第三項に規定する都道府県知事等の当該土地等をこれらの規定により買い取った旨を証する書類

二十三 法第六十五条の四第一項第二十一号の場合 国土交通大臣の当該土地等に係る第十七項の書面及び同号に規定する土地区画整理事業の施行者の同号に規定する換地が定められなかったことに伴い土地区画整理法第九十四条の規定による清算金の支払をした旨を証する書類

二十四 省 略

二十五 法第六十五条の四第一項第二十二号の場合 同号に規定するマンション建替事業の施行者（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第五号に規定する施行者をいう。）の法第六十五条の四第一項第二十二号の補償金が同号の申出に基づき支払ったものである旨又は当該土地等を同号の請求により買い取った旨、施行令第三

条第二項の規定に基づき買い取ったものである旨を証する書類

二十一 法第六十五条の四第一項第十八号の場合 都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の長）の当該土地等を国土利用計画法第十九条第二項の規定に基づき買い取ったものである旨を証する書類

二十二 法第六十五条の四第一項第十九号の場合 都道府県知事の同号に規定する地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画が国、地方公共団体又は施行令第三十九条の五第二十五項に規定する法人の作成に係るもので、国土利用計画法第九条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同条第一項の土地利用基本計画に定められたもののうち施行令第三十九条の五第二十五項に規定するものである旨を証する書類及び同号の買取りをする者の当該土地等を当該計画に基づく事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（当該買取りをする者が当該事業の施行者でない場合には、当該書類で当該事業の施行者の名称及び所在地の記載があるもの）

二十三 法第六十五条の四第一項第二十号の場合 都市再開発法第七条の六第三項に規定する建築許可権者、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する都府県知事、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第三項に規定する都道府県知事等又は被災市街地復興特別措置法第八条第三項に規定する都道府県知事等の当該土地等をこれらの規定により買い取ったものである旨を証する書類

二十四 法第六十五条の四第一項第二十一号の場合 国土交通大臣の当該土地等に係る第十八項の書面及び同号に規定する土地区画整理事業の施行者の同号に規定する換地が定められなかったことに伴い土地区画整理法第九十四条の規定による清算金の支払をした旨を証する書類

二十五 同 上

二十六 法第六十五条の四第一項第二十二号の場合 同号に規定するマンション建替事業の施行者（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第五号に規定する施行者をいう。）の法第六十五条の四第一項第二十二号の補償金が同号の申出に基づき支払ったものである旨又は当該土地等を同号の請求により買い取ったものである旨、

十九条の五第二十六項に規定する場合に該当する旨及びその該当することにつき同項に規定する審査委員の確認があつた旨を証する書類

二十六 法第六十五条の四第一項第二十二号の場合 同号に規定するマンション敷地売却事業を実施する者の当該マンション敷地売却事業に係る同号に規定する決議特定要除却認定マンションが同号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること、当該マンション敷地売却事業に係る同号に規定する認定買受計画に同号に規定するマンションに関する事項の記載があること及び当該記載がされた当該マンションが新たに建築されることにつき都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の証明を受けた旨並びに同号の分配金が当該土地等に係る同号に規定する分配金取得計画に基づき支払つたものである旨又は当該土地等を同号の請求により買い取つた旨を証する書類

二十七 法第六十五条の四第一項第二十三号の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法第六十五条の四第一項第二十三号に規定する管理地区として指定された区域内の土地が買い取られる場合 その買取りをする者の当該土地を買い取つた旨を証する書類

ロ 法第六十五条の四第一項第二十三号に規定する生息地である土地が買い取られる場合 環境大臣の当該土地が施行令第三十九条の五第二十七項各号に掲げる鳥獣の生息地で国又は地方公共団体において保存することが緊急に必要なものとして同項の規定により指定したものである旨を証する書類及びその買取りをする者の当該土地を当該鳥獣の生息地として保存するために買い取つた旨を証する書類

二十八 法第六十五条の四第一項第二十四号の場合 地方公共団体の長の当該土地を買い取つた旨及び当該土地が同号に規定する特別地域として指定された地域又は特別地区として指定された地区内のものである旨を証する書類並びに環境大臣の当該特別地域として指定された地域又は特別地区として指定された地区内の行為に関する規制が自然公園法第二章第四節又は自然環境保全法第四章第二節の規定による規制と同等の規制が行われていると認定した旨の通知に係る文書の写し

施行令第三十九条の五第二十八項に規定する場合に該当する旨及びその該当することにつき同項に規定する審査委員の確認があつた旨を証する書類

二十七 法第六十五条の四第一項第二十二号の場合 同号に規定するマンション敷地売却事業を実施する者の当該マンション敷地売却事業に係る同号に規定する決議特定要除却認定マンションが同号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当すること、当該マンション敷地売却事業に係る同号に規定する認定買受計画に同号に規定するマンションに関する事項の記載があること及び当該記載がされた当該マンションが新たに建築されることにつき都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長）の証明を受けた旨並びに同号の分配金が当該土地等に係る同号に規定する分配金取得計画に基づき支払つたものである旨又は当該土地等を同号の請求により買い取つたものである旨を証する書類

二十八 同 上

イ 法第六十五条の四第一項第二十三号に規定する管理地区として指定された区域内の土地が買い取られる場合 その買取りをする者の当該土地を買い取つたものである旨を証する書類

ロ 法第六十五条の四第一項第二十三号に規定する生息地である土地が買い取られる場合 環境大臣の当該土地が施行令第三十九条の五第二十九項各号に掲げる鳥獣の生息地で国又は地方公共団体において保存することが緊急に必要なものとして同項の規定により指定したものである旨を証する書類及びその買取りをする者の当該土地を当該鳥獣の生息地として保存するために買い取つたものである旨を証する書類

二十九 法第六十五条の四第一項第二十四号の場合 地方公共団体の長の当該土地を買い取つたものである旨及び当該土地が同号に規定する特別地域として指定された地域又は特別地区として指定された地区内のものである旨を証する書類並びに環境大臣の当該特別地域として指定された地域又は特別地区として指定された地区内の行為に関する規制が自然公園法第二章第四節又は自然環境保全法第四章第二節の規定による規制と同等の規制が行われていると認定した旨の通知に係る文

二十九 法第六十五条の四第一項第二十五号の場合 市町村長の当該土地等が同号の農用地区域内にある同号に規定する農用地である旨及び当該土地等の買取りにつき同号の協議に係る農業経営基盤強化促進法第十六条第二項の規定による通知をしたことを証する書類（その通知をした年月日の記載があるものに限る。）  
当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該協議に基づき買い取つた旨を証する書類並びに都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類

2 施行令第三十九条の五第五項の規定による国土交通大臣の認定は、その一団の宅地の造成に関する事業に係る宅地の造成及び宅地の分譲が法第六十五条の四第一項第三号イからハまでに掲げる要件を満たすものであることにつき、国土交通大臣の定めるところにより、当該一団の宅地の造成に関する事業を行う個人又は法人の申請に基づき行うものとする。

3 施行令第三十九条の五第七項に規定する財務省令で定める要件は、法第六十五条の四第一項第三号ハに規定する方法により分譲される一の住宅の建設の用に供される土地（建物の区分所有等に関する法律第二条第一項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除く。）の面積が百七十平方メートル（地形の状況その他の特別の事情によりやむを得ない場合にあつては、百五十平方メートル）以上であることとする。

4 施行令第三十九条の五第九項第三号に規定する財務省令で定める建築物は、同項に規定する沿道地区計画に適合する建築物で、幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則第十四条第一項第二号（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）及び第三号に掲げる要件に該当する

書の写し

三十 法第六十五条の四第一項第二十五号の場合 市町村長の当該土地等が同号の農用地区域内にある同号に規定する農用地である旨及び当該土地等の買取りにつき同号の協議に係る農業経営基盤強化促進法第十六条第二項の規定による通知をしたことを証する書類（その通知をした年月日の記載があるものに限る。）  
当該土地等の買取りをする者の当該土地等を当該協議に基づき買い取つたものである旨を証する書類並びに都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類

2 施行令第三十九条の五第五項の規定による国土交通大臣の認定は、その一団の宅地の造成に関する事業に係る宅地の造成及び宅地の分譲が法第六十五条の四第一項第三号イ又はロのいずれか及びハに掲げる要件を満たすものであることにつき、国土交通大臣の定めるところにより、当該一団の宅地の造成に関する事業を行う個人又は法人の申請に基づき行うものとする。

3 施行令第三十九条の五第八項第三号に規定する財務省令で定める要件は、法第六十五条の四第一項第三号ハに規定する方法により分譲される一の住宅の建設の用に供される土地（建物の区分所有等に関する法律第二条第一項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除く。次項において同じ。）の面積が百七十平方メートル（地形の状況その他の特別の事情によりやむを得ない場合にあつては、百五十平方メートル）以上であることとする。

4 施行令第三十九条の五第九項に規定する財務省令で定める要件は、法第六十五条の四第一項第三号ハに規定する方法により分譲される一の住宅の建設の用に供される土地の面積が百七十平方メートル（地形の状況その他の特別の事情によりやむを得ない場合にあつては、百五十平方メートル）以上であることとする。

5 施行令第三十九条の五第十一項第三号に規定する財務省令で定める建築物は、同項に規定する沿道地区計画に適合する建築物で、幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則第十四条第一項第二号（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）及び第三号に掲げる要件に該当す

もの（遮音上の効用を有しないものを除く。）とする。

- 5| 施行令第三十九条の五第十項第三号に規定する財務省令で定める建築物は、同項に規定する特定防災街区整備地区に関する都市計画法第四条第一項に規定する都市計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第三項第三号に規定する間口率の最低限度が定められているものに限る。）に適合する建築物で建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物に該当するもの並びに施行令第三十九条の五第十項に規定する防災街区整備地区計画に適合する建築物で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第三百三十四條第一号口及びハに掲げる要件に該当するものとする。

- 6| 施行令第三十九条の五第十七項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める施設は、休憩所、集会場、駐車場、アーケードその他これらに類する施設（以下この条において「公共施設」という。）とする。

- 7| 施行令第三十九条の五第十七項第一号イ(3)に規定する財務省令で定める区域は、同号イ(4)に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同号イに掲げる商店街活性化事業を行う商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第五条第一項に規定する認定商店街活性化事業者である商店街振興組合等（同法第二条第二項に規定する商店街振興組合等をいう。）の組合員又は所屬員で中小売業者等（同法第二条第一項第三号から第七号までに掲げる者をいう。）に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設（当該認定商店街活性化事業計画の区域内に存するものに限る。）及び当該認定商店街活性化事業計画に基づく当該商店街活性化事業により新たに設置される公共用施設の用に供される土地の区域とする。

- 8| 施行令第三十九条の五第十七項第一号イ(5)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 三 省 略

- 9| 施行令第三十九条の五第十七項第一号ロ(2)に規定する財務省令で定める施設は、研修施設（講義室を有する施設で、資料室を備えたものを含む。次項において同じ。）とする。

- 10| 施行令第三十九条の五第十七項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める区域は、同号ロ(4)に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同号ロに掲げる商店街活性化支援事業を行う施設として新たに設置され

るもの（遮音上の効用を有しないものを除く。）とする。

- 6| 施行令第三十九条の五第十二項第三号に規定する財務省令で定める建築物は、同項に規定する特定防災街区整備地区に関する都市計画法第四条第一項に規定する都市計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第三項第三号に規定する間口率の最低限度が定められているものに限る。）に適合する建築物で建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物に該当するもの並びに施行令第三十九条の五第十二項に規定する防災街区整備地区計画に適合する建築物で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第三百三十四條第一号口及びハに掲げる要件に該当するものとする。

- 7| 施行令第三十九条の五第十九項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める施設は、休憩所、集会場、駐車場、アーケードその他これらに類する施設（以下この条において「公共施設」という。）とする。

- 8| 施行令第三十九条の五第十九項第一号イ(3)に規定する財務省令で定める区域は、同号イ(4)に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同号イに掲げる商店街活性化事業を行う商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第五条第一項に規定する認定商店街活性化事業者である商店街振興組合等（同法第二条第二項に規定する商店街振興組合等をいう。）の組合員又は所屬員で中小売業者等（同法第二条第一項第三号から第七号までに掲げる者をいう。）に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設（当該認定商店街活性化事業計画の区域内に存するものに限る。）及び当該認定商店街活性化事業計画に基づく当該商店街活性化事業により新たに設置される公共用施設の用に供される土地の区域とする。

- 9| 施行令第三十九条の五第十九項第一号イ(5)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 三 同 上

- 10| 施行令第三十九条の五第十九項第一号ロ(2)に規定する財務省令で定める施設は、研修施設（講義室を有する施設で、資料室を備えたものを含む。次項において同じ。）とする。

- 11| 施行令第三十九条の五第十九項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める区域は、同号ロ(4)に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同号ロに掲げる商店街活性化支援事業を行う施設として新たに設置され

る研修施設の用に供される土地の区域とする。

- 11] 施行令第三十九条の五第十七項第一号ロ(5)に規定する財務省令で定める要件は、第八項第三号に掲げる要件とする。

- 12] 施行令第三十九条の五第十七項第二号ロに規定する財務省令で定める区域は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める区域とする。

一 中心市街地活性化法第四十九条第二項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画（以下この項及び第十四項において「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）に基づく中心市街地活性化法第七条第七項第一号に定める事業 当該事業を行う中心市街地活性化法第四十九条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業者（第三号において「認定特定民間中心市街地活性化事業者」という。）である商店街振興組合等（施行令第三十九条の五第十八項第二号イ(2)に規定する商店街振興組合等をいう。第三号において同じ。）の組合員又は所屬員で中小小売業者等（施行令第三十九条の五第十八項第二号イ(2)に規定する中小小売業者等をいう。第三号において同じ。）に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設（当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の区域内に存するものに限る。）及び当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業により新たに設置される公共用施設の用に供される土地の区域

## 二 省 略

三 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第七条第七項第七号に定める事業 当該事業を行う認定特定民間中心市街地活性化事業者である法人に出資又は拠出をしている中小小売業者等及び当該法人に出資又は拠出をしている中小小売組合員又は所屬員である中小小売業者等の事業の用に供される店舗その他の施設（当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の区域内に存するものに限る。第十四項第三号において「特定民間中心市街地活性化対象区域内の施設」という。）並びに当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業により新たに設置される共同店舗その他の施設及び公共用施設の用に供される土地の区域

- 13] 施行令第三十九条の五第十七項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、共同店舗とともに公共用施設を設置する事業又は共同店舗と併

る研修施設の用に供される土地の区域とする。

- 12] 施行令第三十九条の五第十九項第一号ロ(5)に規定する財務省令で定める要件は、第九項第三号に掲げる要件とする。

- 13] 施行令第三十九条の五第十九項第二号ロに規定する財務省令で定める区域は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める区域とする。

一 中心市街地活性化法第四十九条第二項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画（以下この項及び第十五項において「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」という。）に基づく中心市街地活性化法第七条第七項第一号に定める事業 当該事業を行う中心市街地活性化法第四十九条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業者（第三号において「認定特定民間中心市街地活性化事業者」という。）である商店街振興組合等（施行令第三十九条の五第二十項第二号イ(2)に規定する商店街振興組合等をいう。第三号において同じ。）の組合員又は所屬員で中小小売業者等（施行令第三十九条の五第二十項第二号イ(2)に規定する中小小売業者等をいう。第三号において同じ。）に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設（当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の区域内に存するものに限る。）及び当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業により新たに設置される公共用施設の用に供される土地の区域

## 二 同 上

三 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第七条第七項第七号に定める事業 当該事業を行う認定特定民間中心市街地活性化事業者である法人に出資又は拠出をしている中小小売業者等及び当該法人に出資又は拠出をしている中小小売組合員又は所屬員である中小小売業者等の事業の用に供される店舗その他の施設（当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の区域内に存するものに限る。第十五項第三号において「特定民間中心市街地活性化対象区域内の施設」という。）並びに当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業により新たに設置される共同店舗その他の施設及び公共用施設の用に供される土地の区域

- 14] 施行令第三十九条の五第十九項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、共同店舗とともに公共用施設を設置する事業又は共同店舗と併

設される公共用施設を設置する事業とする。

14| 施行令第三十九条の五第十七項第二号二に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 三 省 略

15| (法第六十五条の四第一項第十三号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事業とする。

一 法第六十五条の四第一項第十三号イに掲げる事業 当該事業が施行令第三十九条の五第十七項第一号に定める要件を満たすものであることにつき書面により経済産業大臣の証明がされた事業

二 法第六十五条の四第一項第十三号ロに掲げる事業 当該事業が施行令第三十九条の五第十七項第二号に定める要件を満たすものであることにつき書面により経済産業大臣の証明がされた事業

16| 法第六十五条の四第一項第十五号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた事業は、同号に規定する特定法人が行う施行令第三十九条の五第二十二項に規定する事業が同項に定める要件を満たすものであることにつき書面により厚生労働大臣の証明がされた事業とする。

17| 法第六十五条の四第一項第二十一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等は、その土地等の上に存する同号に規定する建物等（以下この項において「建物等」という。）が施行令第三十九条の五第二十四項各号に掲げる建築物又は構築物に該当していることにより法第六十五条の四第一項第二十一号に規定する換地を定めることが困難となる次に掲げる事情のいずれかに該当することにつき書面により国土交通大臣の証明がされた土地等とする。

一・二 省 略

18| 施行令第三十九条の五第二十四項第五号に規定する財務省令で定める建築物等は、次に掲げる建築物又は構築物とする。

一・二 省 略

19| 省 略

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第二十二條の六 省 略

2・3 省 略

設される公共用施設を設置する事業とする。

15| 施行令第三十九条の五第十九項第二号二に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 三 同 上

16| 同 上

一 法第六十五条の四第一項第十三号イに掲げる事業 当該事業が施行令第三十九条の五第十九項第一号に定める要件を満たすものであることにつき書面により経済産業大臣の証明がされた事業

二 法第六十五条の四第一項第十三号ロに掲げる事業 当該事業が施行令第三十九条の五第十九項第二号に定める要件を満たすものであることにつき書面により経済産業大臣の証明がされた事業

17| 法第六十五条の四第一項第十五号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた事業は、同号に規定する特定法人が行う施行令第三十九条の五第二十四項に規定する事業が同項に定める要件を満たすものであることにつき書面により厚生労働大臣の証明がされた事業とする。

18| 法第六十五条の四第一項第二十一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等は、その土地等の上に存する同号に規定する建物等（以下この項において「建物等」という。）が施行令第三十九条の五第二十六項各号に掲げる建築物又は構築物に該当していることにより法第六十五条の四第一項第二十一号に規定する換地を定めることが困難となる次に掲げる事情のいずれかに該当することにつき書面により国土交通大臣の証明がされた土地等とする。

一・二 同 上

19| 施行令第三十九条の五第二十六項第五号に規定する財務省令で定める建築物等は、次に掲げる建築物又は構築物とする。

一・二 同 上

20| 同 上

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第二十二條の六 同 上

2・3 同 上



4 法第六十五条の五第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 三 省 略

四 施行令第三十九条の六第二項の場合 同項に規定する農用地区域として定められている区域内にある同項に規定する農地若しくは採草放牧地（イにおいて「農用地区域内農地等」という。）、同項に規定する開発して農地とすることが適当な土地若しくは同項に規定する農業用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存する権利（以下この号において「農地等」という。）の買入れをする者の当該農地等をその者の行う同項に規定する事業のため買入れたものである旨を証する書類、当該農地等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類及び都道府県知事の当該農地等の買入れをする者が同項に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類

イ 農地等（農用地区域内農地等又は農用地区域内農地等の上に存する権利に限る。） 農業委員会の当該農地等に係る権利の移転につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する書類、  
市町村長の当該農地等に係る権利の移転につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類又は福島県知事の当該農地等に係る権利の移転につき福島復興再生特別措置法第十七条の二十の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

ロ 省 略

五 七 省 略

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第二十二條の七 施行令第三十九条の七第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 施行令第三十九条の七第五項第一号に掲げる手続 同号に規定する許可に係る都市計画法第三十条第一項に規定する申請書の写し又は同法第三十二条第一項若しくは第二項に規定する協議に関する書類の写し

二 施行令第三十九条の七第五項第二号に掲げる手続 同号に規定する

4 同 上

一 三 同 上

四 同 上

イ 農地等（農用地区域内農地等又は農用地区域内農地等の上に存する権利に限る。） 農業委員会の当該農地等に係る権利の移転につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する書類又は市町村長の当該農地等に係る権利の移転につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定により公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

ロ 同 上

五 七 同 上

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第二十二條の七 施行令第三十九条の七第七項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 施行令第三十九条の七第七項第一号に掲げる手続 同号に規定する許可に係る都市計画法第三十条第一項に規定する申請書の写し又は同法第三十二条第一項若しくは第二項に規定する協議に関する書類の写し

二 施行令第三十九条の七第七項第二号に掲げる手続 同号に規定する

確認に係る建築基準法第六条第一項に規定する申請書の写し

三 施行令第三十九条の七第五項第三号に掲げる発掘調査 文化財保護法第九十三条第二項の規定による当該発掘調査の実施の指示に係る書類の写し

四 施行令第三十九条の七第五項第四号に掲げる手続 国土交通大臣の同号の証明をしたことを証する書類の写し

2 施行令第三十九条の七第十二項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 当該買換資産（施行令第三十九条の七第十二項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する連結買換資産（第三号において「連結買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 法第六十八条の七十八第一項（法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入された金額

二 当該買換資産が施行令第三十九条の七第二十項の規定の適用を受けた買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第二十一項の規定により計算された金額との合計額

三省 略

確認に係る建築基準法第六条第一項に規定する申請書の写し

三 施行令第三十九条の七第七項第三号に掲げる発掘調査 文化財保護法第九十三条第二項の規定による当該発掘調査の実施の指示に係る書類の写し

四 施行令第三十九条の七第七項第四号に掲げる手続 国土交通大臣の同号の証明をしたことを証する書類の写し

2 施行令第三十九条の七第十四項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 当該買換資産（施行令第三十九条の七第十四項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する連結買換資産（第三号において「連結買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 法第六十八条の七十八第一項（法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入された金額

二 当該買換資産が施行令第三十九条の七第二十二項の規定の適用を受けた買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第二十三項の規定により計算された金額との合計額

三 同上

3 法第六十五条の七第五項（法第六十五条の八第十六項において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）及び施行令第三十九条の七第四十六項に規定する財務省令で定める書類は、次項に規定するものを除き、次の各号に掲げる資産につき、それぞれ当該資産の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の当該各号の規定に該当する旨を証する書類とする。

一 法第六十五条の七第一項の表（以下この条において「表」という。

（の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項及び次項において「三鷹市等の区域」という。）又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が次に定める地

域内であること。

イ 当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。） 既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）

ロ 当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合 施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等

ハ 当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合 施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域

二 表の第一号の下欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該取得（建設及び製作を含む。第五項から第十一項までにおいて同じ。）をした資産（第七項を除き、以下この条において「買換資産」という。）の所在地が次に定める地域内であること。

イ 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域

(1) 当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合 既成市街地等以外の地域並びに表の第一号の下欄のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。ロ(1)において「特定区域」という。）

(2) 当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合 既成市街地等以外の地域及び都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（ロ(2)において「市街化区域」という。）以外の地域

ロ 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域

(1) 当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合 特定区域

(2) 当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合 市街化区域以外の地域

三 表の第三号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地が同欄に規定する過疎地域以外の地域内であること。

3 | 法第六十五条の七第五項（法第六十五条の八第十六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び施行令第三十九条の七第四〇四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 | 法第六十五条の七第一項の表（以下この条において「表」という。

（）の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項において「三鷹市等の区域」という。）又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。）

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ | 当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。

（）の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。）  
当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項において同じ。）内である旨を証する書類

ロ | 当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合  
当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等内である旨を証する書類

ハ | 当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合

当該譲渡資産の所在地を管轄する特別区の区長又は市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域内である旨を証する書類

二 | 表の第一号の下欄に掲げる資産  
次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

四 | 表の第三号の下欄に掲げる資産  
当該買換資産の所在地が同号の上欄に規定する過疎地域内であること。

4 | 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号、第五号又は第六号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）に該当する場合における法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の七第四六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

イ 当該取得（建設及び製作を含む。次項から第十項までにおいて同

じ。）をした資産（第六項を除き、以下この条において「買換資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1) 当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合 既成市街地等以外の地域並びに表の第一号の下欄のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。ロ(1)において「特定区域」という。）

(2) 当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合 既成市街地等以外の地域及び都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（ロ(2)において「市街化区域」という。）以外の地域

ロ 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1) 当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合 特定区域  
ある場合  
市街化区域以外の地域

(2) 当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合  
省 略  
省 略  
表の第三号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略  
ロ 当該譲渡資産の所在地が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この号において「都市計画区域」という。）内である場合（当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である場合及びハに掲げる場合を除く。） 当該譲渡資産の所在地を管轄する市町村

長の当該譲渡資産の所在地が都市計画区域内である旨を証する書類及び総務大臣の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第四

一 同上

二 同上

三 表の第四号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 同上  
ロ 当該譲渡資産の所在地が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この号において「都市計画区域」という。）内である場合（当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である場合及びハに掲げる場合を除く。） 当該譲渡資産の所在地を管轄する市町村

長の当該譲渡資産の所在地が都市計画区域内である旨を証する書類及び総務大臣の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第五

項に規定する人口集中地区（ハ及び次号において「人口集中地区」という。）の区域内である旨を証する書類

ハ 省 略

六 表の第三号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略

七 表の第四号の下欄に掲げる資産（駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）

で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。） 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の七第五項に規定する財務省令で定める書類

4 | 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、

項に規定する人口集中地区（ハ及び次号において「人口集中地区」という。）の区域内である旨を証する書類

ハ 同 上

四 表の第四号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 同 上

五 表の第五号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該譲渡資産（当該譲渡資産が同欄の建物又は構築物である場合には、当該建物又は構築物の敷地の用に供されている土地等）の上に建築される同欄に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等につき施行令第三十九条の七第六項に規定する認定を受けていることを証する書類

六 表の第五号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地がその譲渡資産の所在地を含む同号の上欄に規定する危険密集市街地内である旨及び当該買換資産の所在地が同号の下欄に規定する防災街区整備事業の施行地区（当該防災街区整備事業が施行される土地の区域をいう。）内である旨を証する書類

七 表の第六号の下欄に掲げる資産 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の七第七項に規定する財務省令で定める書類

5 | 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五条の八第一項、

第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第四号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十五条の第七十四項（法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、法第六十五条の第七五項及び施行令第三十九条の七第四十四項に規定する財務省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第四号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるもの）については、当該書類及び同項第七号に定める書類）とする。

5| 省 略

6| 施行令第三十九条の七第十五項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 当該買換資産（施行令第三十九条の七第十五項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する連結買換資産（以下この号及び第三号において「連結買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 法第六十八条の七十八第一項（法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十八第九項（法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該連結買換資産につき法第六十八条の七十八第十二項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額

二 当該買換資産が施行令第三十九条の七第二十項の規定の適用を受けた買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第二十一項の規定により計算された金額との合計額（法第六十五条の七第十二項（法第六十五条の八第十五項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額

第二項、第七項若しくは第八項の規定の適用を受ける資産が表の第六号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十五条の七十四項（法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、法第六十五条の第七五項及び施行令第三十九条の七第四十六項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第六号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるもの）については、当該書類及び前項第七号に定める書類）とする。

6| 同 上

7| 施行令第三十九条の七第十七項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 当該買換資産（施行令第三十九条の七第十七項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項に規定する連結買換資産（以下この号及び第三号において「連結買換資産」という。）である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 法第六十八条の七十八第一項（法第六十八条の七十九第八項において準用する場合を含む。）又は法第六十八条の七十八第九項（法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該連結買換資産につき法第六十八条の七十八第十二項に規定する被合併法人等において損金の額に算入された金額

二 当該買換資産が施行令第三十九条の七第二十二項の規定の適用を受けた買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第二十三項の規定により計算された金額との合計額（法第六十五条の七第十二項（法第六十五条の八第十五項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額

に施行令第三十九条の七第二十二項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額)

三 省略

7| 法第六十五条の八第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 省略

五 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日(表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその取得予定年月日)

六 八 省略

8| 法第六十五条の八第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 省略

六 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日(表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその取得予定年月日)

七 八 省略

9| 法第六十五条の八第十六項の規定により読み替えられた法第六十五条の七第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日(表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその取得予定年月日)

二 四 省略

10| 法第六十五条の八第十九項の税務署長の承認を受けようとする法人は、同項に規定する取得指定期間の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 四 省略

五 買換対象資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条の七第四十一項の認定を受けようとする日

六 省略

額に施行令第三十九条の七第二十四項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額)

三 同上

8| 同上

一 四 同上

五 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日(表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその取得予定年月日)

六 八 同上

9| 同上

一 五 同上

六 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日(表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその取得予定年月日)

七 八 同上

10| 同上

一 取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日(表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模(土地等にあつては、その面積)並びにその取得予定年月日)

二 四 同上

11| 同上

一 四 同上

五 買換対象資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条の七第四十三項の認定を受けようとする日

六 同上



11) 前項に規定する法人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条の七第四十一項に規定する税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

12) 施行令第三十九条の七第四十二項に規定する財務省令で定める面積及び同条第四十三項に規定する当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるときとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。

一 法第六十五条の八第四項第一号又は第六十八条の七十九第五項第一号の適格合併によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の七第八項又は第三十九条の百六第四項の規定により計算した面積（既に当該特別勘定に係る買換資産（法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。）のうちに法第六十五条の七第一項及び第九項、第六十五条の八第七項及び第八項、第六十八条の七十八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けた土地等がある場合には、当該計算した面積から当該適用を受けた土地等に係る面積を控除した面積。次号において「取得可能面積」という。）

## 二 省 略

三 法第六十五条の八第四項第二号又は第六十八条の七十九第五項第二号の適格分割等によりこれらの規定に定める期中特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該期中特別勘定の金額の引継ぎの際に法第六十五条の八第五項又は第六十八条の七十九第六項の規定（当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合にあつては、法第六十五条の八第三項又は第六十八条の七十九第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（当該期中特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の七第八項又は第三十九条の百六第四項の規定により計算した面積を限度とする。）

13) 施行令第三十九条の七第四十三項に規定する特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、前項第一号及び第二号に掲げる場合の区分に応じこ

12) 前項に規定する法人が同項の税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条の七第四十三項に規定する税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

13) 施行令第三十九条の七第四十四項に規定する財務省令で定める面積及び同条第四十五項に規定する当初の引継ぎの際に取得をする見込みであるときとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める面積とする。

一 法第六十五条の八第四項第一号又は第六十八条の七十九第五項第一号の適格合併によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の七第十項又は第三十九条の百六第四項の規定により計算した面積（既に当該特別勘定に係る買換資産（法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含む。）のうちに法第六十五条の七第一項及び第九項、第六十五条の八第七項及び第八項、第六十八条の七十八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けた土地等がある場合には、当該計算した面積から当該適用を受けた土地等に係る面積を控除した面積。次号において「取得可能面積」という。）

## 二 同 上

三 法第六十五条の八第四項第二号又は第六十八条の七十九第五項第二号の適格分割等によりこれらの規定に定める期中特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該期中特別勘定の金額の引継ぎの際に法第六十五条の八第五項又は第六十八条の七十九第六項の規定（当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合にあつては、法第六十五条の八第三項又は第六十八条の七十九第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（当該期中特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の七第十項又は第三十九条の百六第四項の規定により計算した面積を限度とする。）

14) 施行令第三十九条の七第四十五項に規定する特別勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みであるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、前項第一号及び第二号に掲げる場合の区分に応じこ

これらの号に定める面積とする。

**（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）**

**第二十二条の九の三** 施行令第三十九条の十の三第四項第一号ロに規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な方法とする。

一 施行令第三十九条の十の三第四項第一号ロに規定する前期末時の資産の帳簿価額から負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額

二 施行令第三十九条の十の三第四項第一号ロの株式交付子会社の同号ロの取得の日における基準株式数（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二十五条第四項に規定する基準株式数をいう。）

三 前号の取得をした同号の株式交付子会社の各種類の株式の数に当該種類の株式に係る株式係数（会社法施行規則第二十五条第五項に規定する株式係数をいう。）を乗じて得た数の合計数

**（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請書類）**

**第二十二条の十の二** 施行令第三十九条の十二の二第三項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一～三 省 略

四 施行令第三十九条の十二の二第三項第六号に規定する場合に該当するときにあつては、担保の提供に關し必要となる書類として国税通則法施行令第十六条の規定により提出すべき書類

**（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）**

**第二十二条の十の四** 省 略

2 法第六十六条の四の四第一項の内国法人が同項に規定する電子情報処理組織を使用して国別報告事項（同項に規定する国別報告事項をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国

これらの号に定める面積とする。

**（特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例）**

**第二十二条の九の三** 施行令第三十九条の十の三第二項第一号ロに規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な方法とする。

一 施行令第三十九条の十の三第二項第一号ロに規定する前期末時の資産の帳簿価額から負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額

二 施行令第三十九条の十の三第二項第一号ロに規定する特別事業再編対象法人の同号ロの取得の日における基準株式数（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二十五条第四項に規定する基準株式数をいう。）

三 前号の取得をした同号の特別事業再編対象法人の各種類の株式の数に当該種類の株式に係る株式係数（会社法施行規則第二十五条第五項に規定する株式係数をいう。）を乗じて得た数の合計数

**（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請書類）**

**第二十二条の十の二** 同 上

一～三 同 上

四 施行令第三十九条の十二の二第三項第六号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に關する書類

**（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）**

**第二十二条の十の四** 同 上

2 法第六十六条の四の四第一項の内国法人が同項に規定する電子情報処理組織を使用して国別報告事項（同項に規定する国別報告事項をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国

税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四  
四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の例による。  
3510 省 略

(国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)

第二十二条の十の六 施行令第三十九条の第十三第十項に規定する財務省令  
で定める金額は、同項の総負債の額に係る事業年度又は連結事業年度終  
了の日における貸借対照表に計上されている次に掲げる金額のうちい  
れか少ない金額とする。

一 債券現先取引等（法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引  
及び法第六十六条の五第五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取  
引をいう。以下この項において同じ。）に係る借入金（当該借  
券現先取引等に係る借入金（金額が他の借入金（金額と区分されてい  
ない場合には、当該債券現先取引等に係る借入金（金額を含む勘定科  
目に計上されている金額）

二 債券現先取引等に係る貸付金の金額（当該債券現先取引等に係る貸  
付金の金額が他の貸付金の金額と区分されていない場合には、当該債  
券現先取引等に係る貸付金の金額を含む勘定科目に計上されている金  
額）

2・3 省 略

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)

第二十二条の十二 法人が法第六十六条の十一の三第二項に規定する認定  
特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合における同項の規  
定により適用する法人税法第三十七条第九項に規定する財務省令で定め  
る書類は、当該寄附金が当該認定特定非営利活動法人等の行う法第六十  
六条の十一の三第二項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する  
寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類とする。

(外国組合員に対する課税の特例)

第二十二条の十九の二 第十九条の十二第一項の規定は法第六十七条の十

税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第  
四条の規定の例による。  
3510 同 上

(国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例)

第二十二条の十の六 同 上

一 債券現先取引等（法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引  
及び法第六十六条の五第五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取  
引をいう。以下この条において同じ。）に係る借入金（利子の支払の  
基因となるものに限る。以下この号において同じ。）の金額（当該債  
券現先取引等に係る借入金（金額が他の借入金（金額と区分されてい  
ない場合には、当該債券現先取引等に係る借入金（金額を含む勘定科  
目に計上されている金額）

二 債券現先取引等に係る貸付金（利子の受取の基因となるものに限る  
。以下この号において同じ。）の金額（当該債券現先取引等に係る貸  
付金の金額が他の貸付金の金額と区分されていない場合には、当該債  
券現先取引等に係る貸付金の金額を含む勘定科目に計上されている金  
額）

2・3 同 上

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)

第二十二条の十二 法第六十六条の十一の二第二項の規定により読み替え  
て適用される法人税法第三十七条第四項の規定の適用がある場合の同条  
第九項に規定する財務省令で定める書類は、当該寄附金が法第六十六  
条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人等の行う同項に規  
定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定  
特定非営利活動法人等が証する書類とする。

(外国組合員に対する課税の特例)

第二十二条の十九の二 第十九条の十二第一項から第五項までの規定は、

六第四項において準用する法第四十一条の第二十五項に規定する財務省令で定める事項について、第十九条の十二第二項の規定は法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の第二十五項に規定する財務省令で定める書類について、第十九条の十二第三項の規定は法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の第二十八項に規定する財務省令で定める書類について、第十九条の十二第四項の規定は法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の第二十九項第一号に定める申告書に係る同項に規定する財務省令で定める書類について、第十九条の十二第五項の規定は同号に規定する財務省令で定める事項について、同条第六項の規定は法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の第二十九項第二号に規定する財務省令で定める事項について、第十九条の二十五項の規定は法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の第二十一項に規定する財務省令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条の十二第二号中「第四十一条の第二十一項」とあるのは「第六十七条の十六第一項」と、同項第七号中「第二十六条の第三十八項」とあるのは「第三十九条の第三十三第二項」と、同項第八号中「第二十六条の第三十九項」とあるのは「第三十九条の第三十三第三項」と読み替えるものとする。

## 2 省 略

### (特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

## 第二十二條の二十の三 省 略

2 法第六十八条の三の三第一項第一号ロ及び施行令第三十九条の三十五の三第八項第二号に規定する財務省令で定めるものは、第二十二條の十八の四第一項各号に掲げるものとする。ただし、同項第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

## 3・4 省 略

5 施行令第三十九条の三十五の三第八項第一号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した数又は金額は、法第六十八条の三の三第一

法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の第二十五項に規定する財務省令で定める事項及び財務省令で定める書類、法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の第二十八項に規定する財務省令で定める書類並びに法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の第二十九項に規定する財務省令で定める事項及び財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十九条の十二第一項第二号中「第四十一条の第二十一項」とあるのは「第六十七条の十六第一項」と、同項第七号中「第二十六条の第三十八項」とあるのは「第三十九条の第三十三第二項」と、同項第八号中「第二十六条の第三十九項」とあるのは「第三十九条の第三十三第三項」と読み替えるものとする。

## 2 同 上

### (特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

## 第二十二條の二十の三 同 上

2 法第六十八条の三の三第一項第一号ロ及び施行令第三十九条の三十五の三第七項第二号に規定する財務省令で定めるものは、第二十二條の十八の四第一項各号に掲げるものとする。ただし、同項第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

## 3・4 同 上

5 施行令第三十九条の三十五の三第七項第一号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した数又は金額は、法第六十八条の三の三第一

項に規定する特定投資信託（以下この項において「特定投資信託」という。）に係る同条第一項に規定する受託法人（以下この項において「受託法人」という。）の匿名組合契約等（施行令第三十九条の三十五の三第六項に規定する匿名組合契約等をいう。以下この項において同じ。）に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である同号イの法人の株式又は出資の数又は金額に、当該特定投資信託に係る受託法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した数又は金額（当該特定投資信託に係る受託法人の匿名組合契約等（その目的である事業に係る財産に当該法人の株式又は出資が含まれるものに限る。）が二以上ある場合には、それぞれの当該計算した数又は金額を合計した数又は金額）とする。

#### （試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）

**第二十二條の二十三** 施行令第三十九条の三十九第三項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同号の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理（情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定する情報処理をいう。）に関して必要な知識を有すると認められる者（次項において「情報解析専門家」という。）により情報の解析を行う専用のソフトウェア（情報の解析を行う機能を有するソフトウェアで、当該専用のソフトウェアに準ずるものを含む。）を用いて行われる分析とする。

**2** 施行令第三十九条の三十九第四項第一号に規定する財務省令で定める者は、情報解析専門家でその専門的な知識をもつて同条第三項に規定する試験研究の業務に専ら従事する者とする。

**3** 施行令第三十九条の三十九第九項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の連結親法人（当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等）は、同条第九項各号列記以外の部分に規定する分割等（以下この項及び第八項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契

項に規定する特定投資信託（以下この項において「特定投資信託」という。）に係る同条第一項に規定する受託法人（以下この項において「受託法人」という。）の匿名組合契約等（施行令第三十九条の三十五の三第六項に規定する匿名組合契約等をいう。以下この項において同じ。）に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である同号イの法人の株式又は出資の数又は金額に、当該特定投資信託に係る受託法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した数又は金額（当該特定投資信託に係る受託法人の匿名組合契約等（その目的である事業に係る財産に当該法人の株式又は出資が含まれるものに限る。）が二以上ある場合には、それぞれの当該計算した数又は金額を合計した数又は金額）とする。

#### （試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）

**第二十二條の二十三** 施行令第三十九条の三十九第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同号の情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理（情報処理の促進に関する法律第二条第一項に規定する情報処理をいう。）に関して必要な知識を有すると認められる者（次項において「情報解析専門家」という。）により情報の解析を行う専用のソフトウェア（情報の解析を行う機能を有するソフトウェアで、当該専用のソフトウェアに準ずるものを含む。）を用いて行われる分析とする。

**2** 施行令第三十九条の三十九第三項第二号イに規定する財務省令で定める者は、情報解析専門家でその専門的な知識をもつて同号に掲げる試験研究の業務に専ら従事する者とする。

**3** 施行令第三十九条の三十九第八項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の連結親法人（当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等）は、同条第八項（各号列記以外の部分に限る。）に規定する分割等（以下この項及び第八項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計

約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 省 略

三 分割承継法人等（施行令第三十九条の三十九第九項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四 省 略

五 移転事業（施行令第三十九条の三十九第九項に規定する移転事業をいう。以下この条において同じ。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

六 八 省 略

4 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

5 施行令第三十九条の三十九第九項の認定（施行令第二十七条の第四十項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により移転試験研究費の額（施行令第三十九条の三十九第九項に規定する移転試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

6 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る連結親法人（施行令第二十七条の第四十項の認定を受けた連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人を含む。）に対し、書面によりその旨を通知する。

7 省 略

8 施行令第三十九条の三十九第九項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一・二 省 略

三 前号の法人の相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

画書又は分割契約書その他のこれらに類する書類の写しを添付して、これを当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 同 上

三 分割承継法人等（施行令第三十九条の三十九第八項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四 同 上

五 施行令第三十九条の三十九第八項に規定する移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由

六 八 同 上

4 税務署長は前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。

5 施行令第三十九条の三十九第八項の認定（施行令第二十七条の第四十項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法によりこれらの規定の移転試験研究費の額（第七項及び第八項第五号において「移転試験研究費の額」という。）を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。

6 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る連結親法人（施行令第二十七条の第四十項の認定を受けた連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人を含む。）に対し、書面によりその旨を通知する。

7 同 上

8 施行令第三十九条の三十九第八項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一・二 同 上

三 前号に掲げる法人の相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

#### 四 省略

五 分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各連結事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の施行令第三十九条の三十九第七項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）にあつては、届出対象期間の同項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限る。）

#### 六 省略

9 施行令第三十九条の三十九第十一項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第十一項に規定する試験研究用資産（第十六項及び第四十六項において「試験研究用資産」という。）の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

#### 一〇五 省略

10 施行令第三十九条の三十九第十六項の税務署長の認定を受けようとする分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）の連結親法人（当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等）は、同条第十六項各号列記以外の部分に規定する分割等（以下この項及び第十五項において「分割等」という。）の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

#### 四 同上

五 分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各連結事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）に係る施行令第三十九条の三十九第六項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）にあつては、届出対象期間に係るものに限る。）

#### 六 同上

9 施行令第三十九条の三十九第十項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第十項に規定する試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

#### 一〇五 同上

- 一 申請をする連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 分割法人等の名称及び納税地（当該分割法人等が連結子法人である場合には、当該分割法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
- 三 分割承継法人等（施行令第三十九条の三十九第十六項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第十五項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名
- 四 分割等の年月日
- 五 移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由
- 六 分割承継法人等が移転事業及び当該移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員
- 七 その認定を受けようとする合理的な方法
- 八 その他参考となるべき事項
- 11 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的な方法を認定するものとする。
- 12 施行令第三十九条の三十九第十六項の認定（施行令第二十七条の四第十七項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的な方法により移転売上金額（施行令第三十九条の三十九第十六項第一号イに規定する移転売上金額をいう。以下この条において同じ。）及び移転試験研究費の額を区分することを不相当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的な方法を変更することができる。
- 13 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る連結親法人（施行令第二十七条の四第十七項の認定を受けた連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人を含む。）に対し、書面によりその旨を通知する。
- 14 第十一項又は第十二項の処分（第二十条第十一項又は第十二項の処分を含む。）があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第六十八条の九第八項第三号に規定する適用年度において、同項第五号の二に規定する基準年度比売上金額減少割合及び同項第五号の三に規定す



る基準年度試験研究費の額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額及び移転試験研究費の額についてその処分が生ずるものとする。

15| 施行令第三十九条の三十九第十六項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 届出に係る分割法人等又は分割承継法人等の名称及び納税地（当該分割法人等又は分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割法人等又は分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 前号の法人の相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四 分割等の年月日

五 分割法人等の基準連結事業年度等（施行令第三十九条の三十九第十三項に規定する基準連結事業年度等（連結法人に該当しない法人にあつては、法第四十二条の四第八項第六号の二に規定する基準事業年度）をいう。以下この号において同じ。）の開始の日又は分割承継法人等の基準連結事業年度等の開始の日のうちいずれか早い日からこれらの基準連結事業年度等の終了の日のうちいずれか遅い日までの期間内の日を含む当該分割法人等の各連結事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の売上金額（施行令第三十九条の三十九第十三項に規定する売上金額をいう。以下この号及び第四十五項第五号において同じ。）及び移転売上金額並びに同条第七項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額（分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）にあつては、当該分割等の日の前日以前の期間の売上金額及び移転売上金額並びに同項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額に限る。）

六 その他参考となるべき事項

16| 施行令第三十九条の三十九第十八項の届出は、同項の現物分配（以下

この項において「現物分配」という。)の日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日)以後二月以内に、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一 届出をする連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 届出に係る被現物分配法人の名称及び納税地(当該被現物分配法人が連結子法人である場合には、当該被現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 当該現物分配に係る現物分配法人の名称及び納税地(当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

四 当該現物分配の年月日(当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の年月日)

五 その他参考となるべき事項

17]

法人税法施行規則第二十六条の四第二項の規定は施行令第三十九条の

三十九第二十一項第一号に規定する判定連結親法人(以下この項において「判定連結親法人」という。)又は同条第二十一項第二号に規定する

連結子法人等(以下この項において「連結子法人等」という。)のいずれれかが判定連結親法人及び各連結子法人等の全ての旧事業(同条第二十三項第一号ハ(2)に規定する旧事業をいう。以下この項において同じ。)

の事業規模(同条第二十三項第一号ハ(2)に規定する事業規模をいう。以下この項において同じ。)

の合計額のおおむね五倍を超える資金借入れ等(同条第二十三項第一号ハ(2)に規定する資金借入れ等をいう。以下この項において同じ。)

を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定(判定連結親法人又は連結子法人等が旧事業の事業規模のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定を含む。)

について、法人税法施行規則第二十六条の四第三項の規定は施行令第三十九条の三十九第二十五項において準用する法人税法施行令第三十九条の二第二十三項に規定する財務

省令で定める金額について、法人税法施行規則第二十六条の四第四項の規定は施行令第三十九条の三十九第二十五項において準用する法人税法

施行令第三十九条の二第二十四項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準

10]

法人税法施行規則第二十六条の四第二項の規定は施行令第三十九条の

三十九第十二項第一号に規定する判定連結親法人(以下この項において「判定連結親法人」という。)又は同条第十二項第二号に規定する連結

子法人等(以下この項において「連結子法人等」という。)のいずれれかが判定連結親法人及び各連結子法人等の全ての旧事業(同条第十四項第

一号ハ(2)に規定する旧事業をいう。以下この項において同じ。)

の事業規模(同条第十四項第一号ハ(2)に規定する事業規模をいう。以下この項において同じ。)

の合計額のおおむね五倍を超える資金借入れ等(同条第十四項第一号ハ(2)に規定する資金借入れ等をいう。以下この項において同じ。)

を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定(判定連結親法人又は連結子法人等が旧事業の事業規模のおおむね

五倍を超える資金借入れ等を行つたかどうか又は行うことが見込まれているかどうかの判定を含む。)

について、法人税法施行規則第二十六条の四第四項の規定は施行令第三十九条の三十九第十六項において準用する法人税法施行令第三十九条の二第二十四項に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準

て、それぞれ準用する。この場合において、法人税法施行規則第二十六条の四第二項第一号イ(1)中「令第百十三条の第二十一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第二十三項第六号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)」と、「同号に規定する譲渡収益額」とあるのは「同条第二十三項第五号イに定める金額」と、同号ロ(1)中「令第百十三条の第二十一項第二号に規定する貸付収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第二十三項第五号ロに定める金額」と、同号ハ(1)中「令第百十三条の第二十一項第三号に規定する役員提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第二十三項第五号ハ」とあるのは「事項及び租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第二十一項第一号に規定する判定連結親法人又は同項第二号に規定する連結子法人等のうち、第一号の資金借入れ等を行ったものの名称と」と読み替えるものとする。

18| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項(当該連結親法人又はその連結子法人が、法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人(同項第七号に規定する適用除外事業者)に該当するものを除く。)又は連結親法人である法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項)とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究に要する費用の見込額(五十万円を超えるものに限る)。

三 省 略

四 当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第二十六項第一号に規定する大学等(以下この条において「大学等」という。)の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

五 省 略

六 省 略

七 省 略

八 省 略

19| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第二号に規定する財務省令で定

用する。この場合において、法人税法施行規則第二十六条の四第二項第一号イ(1)中「令第百十三条の第二十一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十四項第六号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)」と、「同号に規定する譲渡収益額」とあるのは「同条第十四項第五号イに定める金額」と、同号ロ(1)中「令第百十三条の第二十一項第二号に規定する貸付収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十四項第五号ロに定める金額」と、同号ハ(1)中「令第百十三条の第二十一項第三号に規定する役員提供収益額」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十四項第五号ハに定める金額」と、同条第四項中「事項と」とあるのは「事項及び租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十二項第一号に規定する判定連結親法人又は同項第二号に規定する連結子法人等のうち、第一号の資金借入れ等を行ったものの名称と」と読み替えるものとする。

11| 施行令第三十九条の三十九第十七項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十九条の三十九第十七項第一号に掲げる試験研究(以下この項において「試験研究」という。)の目的及び内容

二 同 上

三 当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第十七項第一号に規定する大学等(以下この条において「大学等」という。)の名称及び所在地並びに当該大学等の長の氏名

四 同 上

五 同 上

六 同 上

七 同 上

12| 施行令第三十九条の三十九第十七項第二号に規定する財務省令で定め

める者は、第二十条第十九項各号に掲げるもの（法第六十八条の九第七項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

20| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 省 略

三 当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第二十六項第二号に規定する新事業開拓事業者等（第三十三項第三号及び第三十八項において「新事業開拓事業者等」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四 七 省 略

21| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第三号に規定する財務省令で定める者は、第二十条第二十一項各号に掲げるもの（法第六十八条の九第七項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

22| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第三号に規定する財務省令で定める研究開発は、第二十条第二十二項各号に掲げる研究開発とする。

23| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究が施行令第三十九条の三十九第二十六項第三号に規定する成果活用促進事業者（以下この条において「成果活用促進事業者」という。）の行う同号に規定する成果実用化研究開発（第三十四項第二号において「成果実用化研究開発」という。）に該当する旨

三 当該試験研究の実施期間

四 当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

五 当該試験研究の実施場所

六 当該試験研究の用に供される設備の明細

る者は、第二十条第十二項各号に掲げるもの（法第六十八条の九第七項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

13| 施行令第三十九条の三十九第十七項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十九条の三十九第十七項第二号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 同 上

三 当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第十七項第二号に規定する新事業開拓事業者等（以下この条において「新事業開拓事業者等」という。）の名称及び代表者の氏名並びに本店の所在地

四 七 同 上

七| 当該試験研究に直接従事する研究者の氏名

八| 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

24| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 省 略

三 当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第二十六項第四号に規定する他の者（第三十八項第四号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 七 省 略

25| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 三 省 略

26| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（当該連結親法人又はその連結子法人が、法第六十八条の九第八項第六号に規定する中連結法人（同項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は連結親法人である法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項）とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究に要する費用の見込額（五十万円を超えるものに限る。）。

三 省 略

四 省 略

五 省 略

27| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第七号に規定する機関として財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七

14| 施行令第三十九条の三十九第十七項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十九条の三十九第十七項第三号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 同 上

三 当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第十七項第三号に規定する他の者（第二十七項第三号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 七 同 上

15| 施行令第三十九条の三十九第十七項第四号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十九条の三十九第十七項第四号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 三 同 上

16| 施行令第三十九条の三十九第十七項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十九条の三十九第十七項第五号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 同 上

三 同 上

四 同 上

17| 施行令第三十九条の三十九第十七項第六号に規定する財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に

十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

28| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第七号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 当該試験研究を行うために必要な拠点を有していること。

二 省 略

29| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第七号に規定するその他の財務省令で定めるものは、第二十条第二十九項に規定する契約又は協定とする。

30| 施行令第三十九条の三十九第二十六項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究の実施期間

三 当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第二十六項第七号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

31| 五 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法  
施行令第三十九条の三十九第二十六項第八号イに規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該連結親法人又はその連結子法人が

規定する医療等の用途を定める省令第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

18| 施行令第三十九条の三十九第十七項第六号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 施行令第三十九条の三十九第十七項第六号に掲げる試験研究（次号及び次項において「試験研究」という。）を行うために必要な拠点を有していること。

二 同 上

19| 施行令第三十九条の三十九第十七項第六号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究の実施期間

三 当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第十七項第六号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）の氏名又は名称及び代表者その他これに準ずる者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

20| 五 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法  
施行令第三十九条の三十九第十七項第七号に規定するその他の財務省令で定めるものは、第二十条第二十項に規定する契約又は協定とする。

21| 施行令第三十九条の三十九第十七項第七号イに規定する工業化研究として財務省令で定めるものは、当該連結親法人又はその連結子法人が行

行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第六十八条の九第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用の額を法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第三十二条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により棚卸資産の取得価額に算入することとなるものとする。

一 当該連結親法人又はその連結子法人にとつて、第二十条第三十一項第一号に規定する基礎研究又は応用研究に該当することが明らかである試験研究

二 当該連結親法人又はその連結子法人にとつて、第二十条第三十一項第二号に規定する工業化研究に該当しないことが明らかである試験研究

32] 施行令第三十九条の三十九第二十六項第八号に規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号に規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用する権利で受託者が対価を支払つて当該連結親法人又はその連結子法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

33] 施行令第三十九条の三十九第二十六項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 五 省 略

34] 施行令第三十九条の三十九第二十六項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 当該試験研究が成果活用促進事業者の行う成果実用化研究開発に該当する旨

三 当該試験研究の実施期間

四 当該試験研究に係る成果活用促進事業者の名称及び代表者の氏名並

行おうとする試験研究（次に掲げる試験研究を除く。）のうち当該試験研究に係る法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第三十二条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により棚卸資産の取得価額に算入することとなるものとする。

一 当該連結親法人又はその連結子法人にとつて、第二十条第二十一項第一号に規定する基礎研究又は応用研究に該当することが明らかである試験研究

二 当該連結親法人又はその連結子法人にとつて、第二十条第二十一項第二号に規定する工業化研究に該当しないことが明らかである試験研究

22] 施行令第三十九条の三十九第十七項第七号に規定する知的財産権に準ずるものとして財務省令で定めるものは、同号に規定する知的財産権以外の資産のうち、特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの（以下この項において「技術的知識等財産」という。）を利用する権利で受託者が対価を支払つて当該連結親法人又はその連結子法人以外の者（以下この項において「第三者」という。）から設定又は許諾を受けたもの及び受託者が対価を得て技術的知識等財産の第三者による利用につき設定し、又は許諾して当該第三者にその利用をさせている当該技術的知識等財産とする。

23] 施行令第三十九条の三十九第十七項第七号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十九条の三十九第十七項第七号に掲げる試験研究（以下

二 五 同 上

びに本店の所在地

五 当該試験研究の主要な部分について再委託を行わない旨

六 当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法

35 施行令第三十九条の三十九第二十六項第十号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該試験研究の目的及び内容

二 省 略

三 当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第二十六項第十号に規定する他の者（第三十八項第九号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 省 略

36 施行令第三十九条の三十九第二十六項第十一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十九条の三十九第二十六項第十一号に規定する知的財産権（次号及び第三十九項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該連結親法人又はその連結子法人が行う試験研究のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二 当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第三十九条の三十九第二十六項第七号に規定する中小企業者等（第三十九項において「中小企業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 省 略

37 施行令第三十九条の三十九第二十七項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第二十七項第一号に掲げる試験研究 法第六十八条の九第七項の規定の適用を受けようとする連結法人の申請に基づき、当該連結法人の各連結事業年度の同条第八項第一号に規定する

24 施行令第三十九条の三十九第十七項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十九条の三十九第十七項第八号に掲げる試験研究（以下この項において「試験研究」という。）の目的及び内容

二 同 上

三 当該試験研究に係る施行令第三十九条の三十九第十七項第八号に規定する他の者（第二十七項第七号において「他の者」という。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 同 上

25 施行令第三十九条の三十九第十七項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十九条の三十九第十七項第九号に規定する知的財産権（次号及び第二十八項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該連結親法人又はその連結子法人が行う同条第十七項第九号に掲げる試験研究（以下この号及び第三号において「試験研究」という。）のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二 当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第三十九条の三十九第十七項第六号に規定する中小企業者等（第二十八項において「中小企業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 同 上

26 施行令第三十九条の三十九第十八項第一号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第二十七条の四第十八項第一号に掲げる試験研究 法第六十八条の九第七項の規定の適用を受けようとする連結法人の申請に基づき、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の



試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第27条の四第27項第一号に規定する契約又は協定において当該連結法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る施行令第27条の四第27項第一号に規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長又は同項第一号に掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）が認定した金額

二 施行令第27条の四第27項第七号に掲げる試験研究 法第六十八條の九第七項の規定の適用を受けようとする連結法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額

三 施行令第27条の四第27項第十四号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち、法第六十八條の九第七項の規定の適用を受けようとする連結法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

38| 施行令第三十九條の三十九第27項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第三十九條の三十九第26項第一号に掲げる試験研究 当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の法第六十八條の九第八項第一号に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用であつて

額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（次号及び第三号において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用（当該試験研究に係る施行令第27条の四第18項第一号に規定する契約又は協定において当該連結法人が負担することとされている費用に限る。）に係るものとして当該試験研究に係る同号に規定する試験研究機関等（以下この号及び次号において「試験研究機関等」という。）の長若しくは当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関（次号において「行政機関」という。）に置かれる地方支分部局の長又は施行令第27条の四第18項第一号に掲げる国立研究開発法人の独立行政法人通則法第十四条第一項に規定する法人の長（次号において「国立研究開発法人の長」という。）が認定した金額

二 施行令第二十七條の四第18項第六号に掲げる試験研究 法第六十八條の九第七項の規定の適用を受けようとする連結法人の申請に基づき、試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該試験研究に係る同号に規定する契約又は協定において定められている金額を限度とする。）に係るものとして当該試験研究に係る試験研究機関等の長若しくは当該試験研究機関等の属する行政機関に置かれる地方支分部局の長又は国立研究開発法人の長が認定した金額

三 施行令第二十七條の四第18項第十二号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち、法第六十八條の九第七項の規定の適用を受けようとする連結法人の申請に基づき当該試験研究に要した費用の額として国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長が認定した金額に係るもの

27| 施行令第三十九條の三十九第18項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一 施行令第三十九條の三十九第17項第一号に掲げる試験研究 当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八條の九第一項に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち

当該連結親法人又はその連結子法人が施行令第三十九条の三十九第二十六項第一号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二 施行令第三十九条の三十九第二十六項第二号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

三 施行令第三十九条の三十九第二十六項第三号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

四 施行令第三十九条の三十九第二十六項第四号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

五 施行令第三十九条の三十九第二十六項第六号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

六 施行令第三十九条の三十九第二十六項第七号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

七 施行令第三十九条の三十九第二十六項第八号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づ

ち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二 施行令第三十九条の三十九第十七項第二号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

三 施行令第三十九条の三十九第十七項第三号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

四 施行令第三十九条の三十九第十七項第五号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

五 施行令第三十九条の三十九第十七項第六号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

六 施行令第三十九条の三十九第十七項第七号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づ

いて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、  
当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

八 施行令第三十九条の三十九第二十六項第九号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、  
当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

九 施行令第三十九条の三十九第二十六項第十号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、  
当該他の者の確認を受けた金額

39) 施行令第三十九条の三十九第二十七項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の法第六十八条の九第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち施行令第三十九条の三十九第二十六項第十一号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該連結親法人又はその連結子法人が特定中小企業者等(中小事業者等に限定)に対して支払つたものに係る法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額であることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した連結事業年度の連結確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

40) 施行令第三十九条の三十九第三十項の財務省長の認定を受けようとする分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。以下この項及び第四十五項において同じ。)の連結親法人(当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等)は、同条第三十項各号列記以外の部分に規定する分割等(以下この項及び第四十五項において「分割等」という。)の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

て負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、  
当該新事業開拓事業者等の確認を受けた金額

七 施行令第三十九条の三十九第十七項第八号に掲げる試験研究 試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、  
当該他の者の確認を受けた金額

28) 施行令第三十九条の三十九第十八項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額のうち施行令第三十九条の三十九第十七項第九号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該連結親法人又はその連結子法人が特定中小企業者等(中小事業者等に限定)に対して支払つたものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した連結事業年度の連結確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

29) 施行令第三十九条の三十九第二十三項の財務省長の認定を受けようとする分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。以下この項及び第三十四項において同じ。)の連結親法人(当該分割法人等が連結親法人である場合には、当該分割法人等)は、同条第二十三項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する分割等(以下この項及び第三十四項において「分割等」という。)の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付して、これを当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

三 分割承継法人等（施行令第三十九条の三十九第三十項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第四十五項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四 省 略  
五 移転事業

六 分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員

七・八 省 略

41| 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的方法を認定するものとする。

42| 施行令第三十九条の三十九第三十項の認定（施行令第二十七条の四第三十一項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的方法により移転売上金額を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的方法を変更することができる。

43| 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る連結親法人（施行令第二十七条の四第三十一項の認定を受けた連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人を含む。）に対し、書面によりその旨を通知する。

44| 第四十一項又は第四十二項の処分（第二十条第四十一項又は第四十二項の処分を含む。）があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第六十八条の九第八項第三号に規定する適用年度において、同項第九号に規定する平均売上金額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額についてその処分の効果が生ずるものとする。

45| 施行令第三十九条の三十九第三十項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一・二 省 略

三 分割承継法人等（施行令第三十九条の三十九第二十三項に規定する分割承継法人等をいう。以下この項及び第三十四項において同じ。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四 同 上  
五 同 上

六 分割承継法人等が前号に規定する移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員

七・八 同 上

30| 税務署長は前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る合理的方法を認定するものとする。

31| 施行令第三十九条の三十九第二十三項の認定（施行令第二十七条の四第二十四項の認定を含む。）をした後において、税務署長は、その認定に係る合理的方法によりこれらの規定の移転売上金額（第三十三項及び第三十四項第五号において「移転売上金額」という。）を区分することを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その合理的方法を変更することができる。

32| 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る連結親法人（施行令第二十七条の四第二十四項の認定を受けた連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人を含む。）に対し、書面によりその旨を通知する。

33| 第三十項又は第三十一項の処分（第二十条第三十項又は第三十一項の処分を含む。）があつた場合には、その処分があつた日以後に終了する法第六十八条の九第八項第三号に規定する適用年度において、同項第九号に規定する平均売上金額を計算する場合のその処分に係る移転売上金額についてその処分の効果が生ずるものとする。

34| 施行令第三十九条の三十九第二十三項の届出は、分割等の日以後二月以内に、同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

一・二 同 上

三 前号の法人の相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

#### 四 省 略

五 分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各連結事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の売上金額及び移転売上金額（当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）にあつては、届出対象期間の売上金額及び移転売上金額に限る。）

#### 六 省 略

46] 施行令第三十九条の三十九第三十一項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

#### 一 五 省 略

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

### 第二十二條の三十 省 略

三 前号に掲げる法人の相手先（分割承継法人等にあつては分割法人等を、分割法人等にあつては分割承継法人等をいう。）の名称及び納税地（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

#### 四 同 上

五 分割法人等の分割等の日を含む連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日又は分割承継法人等の当該分割等の日を含む連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度開始の日（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から起算して三年前の日のうちいずれか早い日から当該分割等の日の前日までの期間（以下この号において「届出対象期間」という。）内の日を含む当該分割法人等の各連結事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）に係る売上金額及び移転売上金額（当該分割等の日を含む連結事業年度（当該分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）にあつては、届出対象期間に係るものに限る。）

#### 六 同 上

35] 施行令第三十九条の三十九第二十五項の届出は、同項の現物分配（以下この項において「現物分配」という。）の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）以後二月以内に、当該現物分配により同条第二十五項の試験研究用資産の移転を受けていない旨及び次に掲げる事項を記載した届出書により行わなければならない。

#### 一 五 同 上

（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

### 第二十二條の二十九の二 同 上

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人

税額の特別控除)

第二十二條の三十 法第六十八條の十五の四第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する認定経営革新等支援機関等（以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という。）の当該連結親法人又はその連結子法人が当該認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言（以下この項において「指導及び助言」という。）を受けたことを明らかにする次に掲げる事項を記載した書類（当該認定経営革新等支援機関等が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合である場合には、それぞれこれらの組合員（農業協同組合にあつては農業協同組合法第十二條第一項第三号に掲げる者を、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十八條第五項第四号に掲げる者を、森林組合にあつては他の森林組合を、それぞれ除く。）に対して交付されたものに限る。）とする。

一 当該認定経営革新等支援機関等の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地

二 当該認定経営革新等支援機関等による指導及び助言を受けた当該連結親法人又はその連結子法人の名称及び納税地（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名（連結子法人にあつては、当該連結子法人に係る連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を含む。）

三 当該指導及び助言を行った年月日（当該指導及び助言を二日以上継続して行った場合には、当該指導及び助言を実施した期間）並びに当該指導及び助言の内容

四 当該指導及び助言を受けた当該連結親法人又はその連結子法人が当該指導及び助言に基づき取得し、又は製作し、若しくは建設する器具及び備品並びに建物附属設備の明細

五 その他参考となるべき事項

2 法第六十八條の十五の四第一項に規定する経営の改善に特に資することについての確認は、当該連結親法人又はその連結子法人の経営改善割合（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を減算した金額が同号に掲げる金額のうちに占める割合をいう。）が、年百分の二以上となる見込みであることを確認することにより行うものとする。

一 前項に規定する書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第二十二條の三十二 省 略

2| 施行令第三十九條の四十六の二第三項に規定する財務省令で定める日は、当該連結親法人又はその連結子法人の国内に所在する事業所につき作成された同項に規定する労働者名簿にその氏名が記載された同項各号列記以外の部分に規定する国内雇用者の労働基準法施行規則第五十三條第一項第四号に掲げる日(当該国内雇用者が当該連結親法人又はその連結子法人の国内に所在する他の事業所から異動した者である場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の国内に所在する各事業所における当該国内雇用者の同号に掲げる日のうち最も早い日)とする。

3| 施行令第三十九條の四十六の二第三項第二号に規定する法人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者は、同号の連結法人に該当しない法人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で

を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八條の十五の四第一項に規定する指定事業の用に供することが見込まれる日を含む会計期間(法人税法第十三條第一項に規定する会計期間をいう。以下この項において同じ。)開始の日(以下この項において「供用予定期間開始日」という。)から当該供用予定期間開始日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む会計期間のうちいずれかの会計期間(次号において「比較対象期間」という。)における売上高又は営業利益の額

二| 当該供用予定期間開始日の前日から当該比較対象期間開始の日の前日までの期間内の日を含む会計期間のうちいずれかの会計期間(以下この号において「基準対象期間」という。)における売上高又は営業利益の額(当該基準対象期間の月数と当該比較対象期間の月数とが異なる場合には、当該売上高又は営業利益の額に当該比較対象期間の月数を乗じてこれを当該基準対象期間の月数で除して計算した金額)前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4| 施行令第三十九條の四十五の四第八項に規定する財務省令で定める書類は、当該連結親法人又はその連結子法人が交付を受けた法第六十八條の十五の四第一項に規定する経営改善指導助言書類の写しとする。

(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)

第二十二條の三十二 同 上

2| 施行令第三十九條の四十六の二第十三項に規定する財務省令で定める者は、当該連結親法人又はその連結子法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかに当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合の当該者とする。

一| 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

二| 施行令第三十九條の四十六の二第四項に規定する貸金台帳

当該法人の施行令第二十七条の十二の四の二第三項第一号に規定する国内雇用者に該当する者とする。

4| 施行令第三十九条の四十六の二第三項第二号に規定する個人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者は、当該連結親法人又はその連結子法人との間に法人税法第二条第十二号の五に規定する支配関係がある個人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該個人の施行令第五条の六の三の二第五項第一号に規定する国内雇用者に該当する者とする。

5| 施行令第三十九条の四十六の二第十三項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以下この項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち当該連結親法人又はその連結子法人が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法第六十八条の十五の六第三項第八号に規定する役員をいう。）又は使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

6| 施行令第三十九条の四十六の二第十三項第一号ロに規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。）とする。

7| 施行令第三十九条の四十六の二第十三項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

8| 施行令第三十九条の四十六の二第十四項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額及び当該連結事業年度における同条第三項第七号に規定する比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載した書類とする。

3| 施行令第三十九条の四十六の二第十八項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以下この項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち当該連結親法人又はその連結子法人が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法第六十八条の十五の六第三項第一号に規定する役員をいう。）又は使用人である者を除く。）に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

4| 施行令第三十九条の四十六の二第十八項第一号ロに規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。）とする。

5| 施行令第三十九条の四十六の二第十八項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

6| 施行令第三十九条の四十六の二第十九項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の十五の六第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第三号に規定する教育訓練費の額及び当該連結事業年度における同条第三項第十号に規定する比較教育訓練費の額又は同項第十一号に規定する中小連結法人比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項



- 一 施行令第三十九条の四十六の二第十三項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期
- 二 省 略
- 三 当該教育訓練等の対象となる法第六十八条の十五の六第三項第八号に規定する国内雇業者の氏名
- 四 省 略

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

**第二十二條の三十四** 施行令第三十九条の四十八第五項に規定する財務省令で定める者は、同項の連結親法人又はその連結子法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、第二十条の十の三各号に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

**第二十二條の三十七** 施行令第三十九条の五十六第九項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十七第二項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第三十九条の五十六第四項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

**第二十二條の六十三** 法第六十八条の六十九第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた土地等の譲渡は、同条第二項第一号に規定する土地等(以下この条において「土地等」という。)の譲渡(施行令第三十九条の九十七第三項に規定する賃借権の設定等を含む。以下この条において同じ。)のうち、次の各号に掲げる譲渡の区分に応じ当該各号に定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた土地等の譲渡とする。

- 一 省 略

を記載した書類とする。

- 一 施行令第三十九条の四十六の二第十八項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期
- 二 同 上
- 三 当該教育訓練等の対象となる法第六十八条の十五の六第三項第一号に規定する国内雇業者の氏名
- 四 同 上

**第二十二條の三十四** 削除

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

**第二十二條の三十七** 施行令第三十九条の五十六第九項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十七第二項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第三十九条の五十六第四項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

**第二十二條の六十三** 同 上

- 一 同 上

二 法第六十八条の六十九第三項第二号に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 当該譲渡に係る土地等の買取りをする者が施行令第三十九条の九十八第七項に規定する法人であり、かつ、当該土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号ロ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める書類

三 法第六十八条の六十九第三項第三号に掲げる土地等の譲渡 次に掲げる書類

イ 当該譲渡に係る土地等の第二十二条の二第四項各号（第四号及び第五号を除く。）の区分に応じ、当該各号に定める書類

ロ 当該土地等の譲渡が施行令第三十九条の九十八第八項に規定する譲渡に該当し、かつ、当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号ロ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める書類

四 法第六十八条の六十九第三項第四号に掲げる土地の譲渡 次に掲げる書類

イ 省 略

ロ 当該土地の譲渡の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 施行令第三十九条の九十八第十項第一号に掲げる場合 第二十条第四号ロ(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同

号ロ(1)から(3)までに定める書類

(2) 省 略

ハ 省 略

イ 省 略

ロ 当該土地の譲渡の前号ロ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める書類及び同号ハに掲げる書類

六 法第六十八条の六十九第三項第六号に掲げる土地の譲渡 次に掲げる書類

イ 省 略

二 同 上

イ 同 上

ロ 当該譲渡に係る土地等の買取りをする者が施行令第三十九条の九十八第七項に規定する法人であり、かつ、当該土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号ロ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める書類

三 同 上

イ 当該土地等の譲渡の第二十二条の二第四項各号の区分に応じ、当該各号に定める書類

ロ 当該土地等の譲渡が施行令第三十九条の九十八第八項に規定する譲渡に該当し、かつ、当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号ロ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める書類

四 同 上

イ 同 上

ロ 当該土地の譲渡の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 施行令第三十九条の九十八第十項第一号に掲げる場合 第二十条第四号ロ(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)から(3)までに定める書類

(2) 同 上

ハ 同 上

イ 同 上

ロ 当該土地の譲渡の前号ロ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める書類及び同号ハに掲げる書類

六 同 上

イ 同 上

ロ 当該土地の譲渡の第四号ロ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める書類及び同号ハに掲げる書類

七 法第六十八条の六十九第三項第七号に掲げる土地の譲渡 当該土地の譲渡に係る対価の額及び施行令第三十九条の九十八第十四項に規定する金額に関する明細書並びに当該土地の譲渡の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略  
八 十 省 略

(収用換地等の場合の連結所得の特別控除)

第二十二條の六十五 省 略

2 省 略

3 法第六十八条の七十三第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 省 略

三 買取り等に係る資産の第二十二條の三第三項第三号に規定する書類

4・5 省 略

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第二十二條の六十九 省 略

2 施行令第三十九条の百六第八項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 省 略

三 当該買換資産が施行令第三十九条の七第二十項の規定の適用を受けた単体買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第二十一項の規定により計算された金額との合計額

ロ 当該土地の譲渡の第四号ロ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に定める書類及び同号ハに掲げる書類

七 法第六十八条の六十九第三項第七号に掲げる土地の譲渡 当該土地の譲渡に係る対価の額及び施行令第三十九条の九十八第十四項に規定する金額に関する明細書並びに当該土地の譲渡の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ・ロ 同 上  
八 十 同 上

(収用換地等の場合の連結所得の特別控除)

第二十二條の六十五 同 上

2 同 上

3 同 上

一・二 同 上

三 買取り等に係る資産の前条第三項に規定する書類

4・5 同 上

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)

第二十二條の六十九 同 上

2 同 上

一・二 同 上

三 当該買換資産が施行令第三十九条の七第二十二項の規定の適用を受けた単体買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条第二十三項の規定により計算された金額との合計額

3| 法第六十八条の七十八第五項(法第六十八条の七十九第十七項において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。)及び施行令第三十九条の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、次項に規定するものを除き、次の各号に掲げる資産につき、それぞれ当該資産の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の当該各号の規定に該当す

る旨を証する書類とする。

一 法第六十八条の七十八第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項及び次項において「三鷹市等の区域」という。）又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が次に定める地域内であること。

イ 当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。） 既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）

ロ 当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合 施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等

ハ 当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合 施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域

二 表の第一号の下欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該取得（建設及び製作を含む。第五項から第十一項までにおいて同じ。）をした資産（第七項を除き、以下この条において「買換資産」という。）の所在地が次に定める地域内であること。

イ 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域

(1) 当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合 既成市街地等以外の地域並びに表の第一号の下欄のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。ロ(1)において「特定区域」という。）

(2) 当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合 既成市街地等以外の地域及び都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（ロ(2)において「市街化区域」という。）以外の地域

3 | 法第六十八條の七十八第五項（法第六十八條の七十九第十七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び施行令第三十九條の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 | 法第六十八條の七十八第一項の表（以下この条において「表」という。）の第一号の上欄に掲げる資産（三鷹市、横浜市、川崎市、川口市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市若しくは名古屋市の区域（以下この項において「三鷹市等の区域」という。）又は大田区若しくは大阪市の区域内にあるものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
  - イ | 当該譲渡をした資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合（ロに掲げる場合を除く。）
    - （一） 当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項において同じ。）内である旨を証する書類
  - ロ | 当該譲渡資産の所在地が横浜市、川崎市、堺市、神戸市、尼崎市又は西宮市の区域内である場合 当該譲渡資産の所在地を管轄する

- ロ | 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域
    - (1) 当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合 特定区域
    - (2) 当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合 市街化区域以外の地域
  - 三 | 表の第三号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地が法第六十五條の七第一項の表の第三号の上欄に規定する過疎地域以外の地域内であること。
  - 四 | 表の第三号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地が法第六十五條の七第一項の表の第三号の上欄に規定する過疎地域内であること。
- 4 | 法第六十八條の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八條の七十九第一項、第三項、第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が表の第二号、第四号、第五号又は第六号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）に該当する場合における法第六十八條の七十八第五項及び施行令第三十九條の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の既成市街地等内である旨を証する書類

ハ 当該譲渡資産の所在地が大田区又は大阪市の区域内である場合

当該譲渡資産の所在地を管轄する特別区の区長又は市長の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第二項に規定する国土交通大臣が指定する区域以外の地域内である旨を証する書類

二 表の第一号の下欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 当該取得（建設及び製作を含む。次項から第十項までにおいて同じ。）をした資産（第六項を除き、以下この条において「買換資産」という。）の所在地が三鷹市等の区域内である場合 当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1) 当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合 既成市街地等以外の地域並びに表の第一号の下欄のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。ロ(1)において「特定区域」という。）

(2) 当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合 既成市街地等以外の地域及び都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域（ロ(2)において「市街化区域」という。）以外の地域

ロ 当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の場合 当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める地域内である旨を証する書類

(1) 当該買換資産が農業及び林業以外の事業の用に供されるものである場合 特定区域

(2) 当該買換資産が農業又は林業の用に供されるものである場合 市街化区域以外の地域

三 省略

一 同上

五 表の第三号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ 当該譲渡資産の所在地が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この号において「都市計画区域」という。）内である場合（当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である場合及びハに掲げる場合を除く。） 当該譲渡資産の所在地を管轄する市町村長の当該譲渡資産の所在地が都市計画区域内である旨を証する書類及び総務大臣の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第四項に規定する人口集中地区（ハ及び次号において「人口集中地区」という。）の区域内である旨を証する書類

ハ 省 略

六 表の第三号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

三 表の第四号の上欄に掲げる資産 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 同 上

ロ 当該譲渡資産の所在地が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この号において「都市計画区域」という。）内である場合（当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である場合及びハに掲げる場合を除く。） 当該譲渡資産の所在地を管轄する市町村長の当該譲渡資産の所在地が都市計画区域内である旨を証する書類及び総務大臣の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第五項に規定する人口集中地区（ハ及び次号において「人口集中地区」という。）の区域内である旨を証する書類

ハ 同 上

四 表の第四号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 同 上

五 表の第五号の上欄に掲げる資産 当該譲渡資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該譲渡資産（当該譲渡資産が法第六十五条の七第一項の表の第五号の上欄の建物又は構築物である場合には、当該建物又は構築物の敷地の用に供されている土地等）の上に建築される同項の表の第五号の上欄に規定する耐火建築物等又は準耐火建築物等につき施行令第三十九条の七第六項に規定する認定を受けていることを証する書類

六 表の第五号の下欄に掲げる資産 当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地がその譲渡資産の所在地を含む

七 表の第四号の下欄に掲げる資産（駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。））で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。） 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の百六第三項に規定する財務省令で定める書類

4| 法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が表の第四号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十八条の七十八第四項（法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、法第六十八条の七十八第五項及び施行令第三十九条の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第四号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び同項第七号に定める書類）とする。

一 三 省 略

6| 5| 施行令第三十九条の百六第十一項第一号に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する財務省令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 省 略

三 当該買換資産が施行令第三十九条の七第二十項の規定の適用を受けた単体買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同条

法第六十五条の七第一項の表の第五号の上欄に規定する危険密集市街地内である旨及び当該買換資産の所在地が同号の下欄に規定する防災街区整備事業の施行地区（当該防災街区整備事業が施行される土地の区域をいう。）内である旨を証する書類

七 表の第六号の下欄に掲げる資産 同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の百六第三項に規定する財務省令で定める書類

5| 法第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項若しくは第九項の規定の適用を受ける資産が表の第六号に掲げる資産（熊谷市、飯能市、木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、相模原市、常総市、京都市、堺市、守口市、東大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は名古屋市の区域（以下この項において「熊谷市等の区域」という。）内にあるもの）に限り、次の各号に掲げる場合に該当しない場合及び法第六十八条の七十八第四項（法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）に規定するときに該当する場合における当該資産を除く。）に該当する場合には、法第六十八条の七十八第五項及び施行令第三十九条の百六第四十項に規定する財務省令で定める書類は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（表の第六号の下欄に掲げる資産で、駐車場の用に供される土地等で同欄に規定するやむを得ない事情があるものについては、当該書類及び前項第七号に定める書類）とする。

一 三 同 上

7| 6| 同 上

一・二 同 上

三 当該買換資産が施行令第三十九条の七第二十二項の規定の適用を受けた単体買換資産である場合 同項の規定により計算された金額と同



第二十一項の規定により計算された金額との合計額（法第六十五条の七第十二項（法第六十五条の八第十五項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に施行令第三十九条の七第二十二項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）

7| 法第六十八条の七十九第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 省略

六 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

七～九 省略

8| 法第六十八条の七十九第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 省略

七 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

八・九 省略

9| 法第六十八条の七十九第七項の規定により読み替えられた法第六十八条の七十八第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第四号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

二～四 省略

10| 省略

11| 省略

12| 施行令第三十九条の百六第三十七項に規定する財務省令で定める面積及び同条第三十八項に規定する当初の引継ぎの際に取得をする見込みで

条第二十三項の規定により計算された金額との合計額（法第六十五条の七第十二項（法第六十五条の八第十五項において準用する場合を含む。）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に施行令第三十九条の七第二十四項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）

8| 同上

一～五 同上

六 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

七～九 同上

9| 同上

一～六 同上

七 分割承継法人等において取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

八・九 同上

10| 同上

一 取得をする見込みである資産の種類及び取得予定年月日（表の第一号から第六号までの下欄に掲げる資産にあつては、種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日）

二～四 同上

11| 同上

12| 同上

13| 同上

二～四 同上

あるとされた土地等に係る面積として財務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める面積とする。

一 法第六十八条の七十九第五項第一号又は第六十五条の八第四項第一号の適格合併によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の百六第四項又は第三十九条の七第八項の規定により計算した面積（既に当該特別勘定に係る買換資産（法第六十五条の七第一項に規定する買換資産を含む。）のうちに法第六十八条の七十八第一項及び第九項、第六十八条の七十九第八項及び第九項、第六十五条の七第一項及び第九項並びに第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた土地等がある場合には、当該計算した面積から当該適用を受けた土地等に係る面積を控除した面積。次号において「取得可能面積」という。）

## 二 省略

三 法第六十八条の七十九第五項第二号又は第六十五条の八第四項第二号の適格分割等によりこれらの規定に定める期中特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該期中特別勘定の金額の引継ぎの際に法第六十八条の七十九第六項又は第六十五条の八第五項の規定（当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合にあつては、法第六十八条の七十九第四項又は第六十五条の八第三項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（当該期中特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の百六第四項又は第三十九条の七第八項の規定により計算した面積を限度とする。）

## 13 省略

### （株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の計算の特例）

第二十二條の七十三の二 施行令第三十九条の百十第二項第一号に規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な方法とする。

一 法第六十八条の七十九第五項第一号又は第六十五条の八第四項第一号の適格合併によりこれらの規定に定める特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の百六第四項又は第三十九条の七第十項の規定により計算した面積（既に当該特別勘定に係る買換資産（法第六十五条の七第一項に規定する買換資産を含む。）のうちに法第六十八条の七十八第一項及び第九項、第六十八条の七十九第八項及び第九項、第六十五条の七第一項及び第九項並びに第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた土地等がある場合には、当該計算した面積から当該適用を受けた土地等に係る面積を控除した面積。次号において「取得可能面積」という。）

## 二 同上

三 法第六十八条の七十九第五項第二号又は第六十五条の八第四項第二号の適格分割等によりこれらの規定に定める期中特別勘定の金額を引き継ぐ場合 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該期中特別勘定の金額の引継ぎの際に法第六十八条の七十九第六項又は第六十五条の八第五項の規定（当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合にあつては、法第六十八条の七十九第四項又は第六十五条の八第三項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類に記載した取得をする見込みである土地等に係る面積（当該期中特別勘定の基礎となつた譲渡に係る土地等の面積を基礎として施行令第三十九条の百六第四項又は第三十九条の七第十項の規定により計算した面積を限度とする。）

## 14 同上

### （特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例）

第二十二條の七十三の二 同上

一 省略

二 施行令第三十九条の百十第二項第一号ロの株式交付子会社の同号ロの取得の日における基準株式数（会社法施行規則第二十五条第四項に規定する基準株式数をいう。）

三 前号の取得をした同号の株式交付子会社の各種類の株式の数に当該種類の株式に係る株式係数（会社法施行規則第二十五条第五項に規定する株式係数をいう。）を乗じて得た数の合計数

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請書類）

第二十二條の七十五 施行令第三十九条の百十二の二第三項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 三 省略

四 施行令第三十九条の百十二の二第三項第六号に規定する場合に該当するときにあつては、担保の提供に関し必要となる書類として国税通則法施行令第十六条の規定により提出すべき書類

（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例の類似法人の総負債の額から控除する金額）

第二十二條の七十五の二 施行令第三十九条の百十三第十項に規定する財務省令で定める金額は、同項の総負債の額に係る事業年度又は連結事業年度終了の日における貸借対照表に計上されている次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 債券現先取引等（法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引及び法第六十六条の五第五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取引をいう。以下この条において同じ。）に係る借入金（金額）（当該債券現先取引等に係る借入金（金額）が他の借入金（金額）と区分されていない場合には、当該債券現先取引等に係る借入金（金額）を含む勘定科目に計上されている金額）

二 債券現先取引等に係る貸付金の金額（当該債券現先取引等に係る貸付金の金額が他の貸付金の金額と区分されていない場合には、当該債券現先取引等に係る貸付金の金額を含む勘定科目に計上されている金額）

一 同上

二 施行令第三十九条の百十第二項第一号ロに規定する特別事業再編対象法人の同号ロの取得の日における基準株式数（会社法施行規則第二十五条第四項に規定する基準株式数をいう。）

三 前号の取得をした同号の特別事業再編対象法人の各種類の株式の数に当該種類の株式に係る株式係数（会社法施行規則第二十五条第五項に規定する株式係数をいう。）を乗じて得た数の合計数

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請書類）

第二十二條の七十五 同上

一 三 同上

四 施行令第三十九条の百十二の二第三項第六号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例の類似法人の総負債の額から控除する金額）

第二十二條の七十五の二 同上

一 債券現先取引等（法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引及び法第六十六条の五第五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取引をいう。以下この条において同じ。）に係る借入金（利子の支払の基因となるものに限る。以下この号において同じ。）の金額（当該債券現先取引等に係る借入金（金額）が他の借入金（金額）と区分されていない場合には、当該債券現先取引等に係る借入金（金額）を含む勘定科目に計上されている金額）

二 債券現先取引等に係る貸付金（利子の受取の基因となるものに限る。以下この号において同じ。）の金額（当該債券現先取引等に係る貸付金の金額が他の貸付金の金額と区分されていない場合には、当該債券現先取引等に係る貸付金の金額を含む勘定科目に計上されている金額）

額)

(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例)

第二十二條の七十六の三 当該連結親法人又はその連結子法人が法第六十

八條の九十六第一項に規定する認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合における同項の規定により適用する法人税法第八十一条の六第六項において準用する同法第三十七條第九項に規定する財務省令で定める書類は、第二十二條の十二に規定する書類とする。

券現先取引等に係る貸付金の金額を含む勘定科目に計上されている金額)

(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例)

第二十二條の七十六の三 法第六十八條の九十六第一項の規定により読み

替えて適用される法人税法第八十一条の六第四項の規定の適用がある場合の同条第六項において準用する同法第三十七條第九項に規定する財務省令で定める書類は、第二十二條の十二に規定する書類とする。